



**家庭裁判所における
家事事件及び人事訴訟事件の
概況及び実情等**

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件全体の概況

家事事件¹のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。

別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね高止まり状態にあり、平均審理期間は、緩やかに長期化している。このうち、調停事件の平均審理期間については、令和2年に大きく長期化したのが、令和4年は前年と同様となり、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加に転じた。令和4年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある中、平均審理期間については、令和3年までは長期化傾向にあったが、令和4年には減少に転じ、審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加している。令和3年までの傾向については、前回と同様、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることに加え、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。

終局区分別の既済件数及び事件割合については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（15.0%）より1.7%増加して16.7%となっており、一般調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（11.9%）より3.8%増加して15.7%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、令和4年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

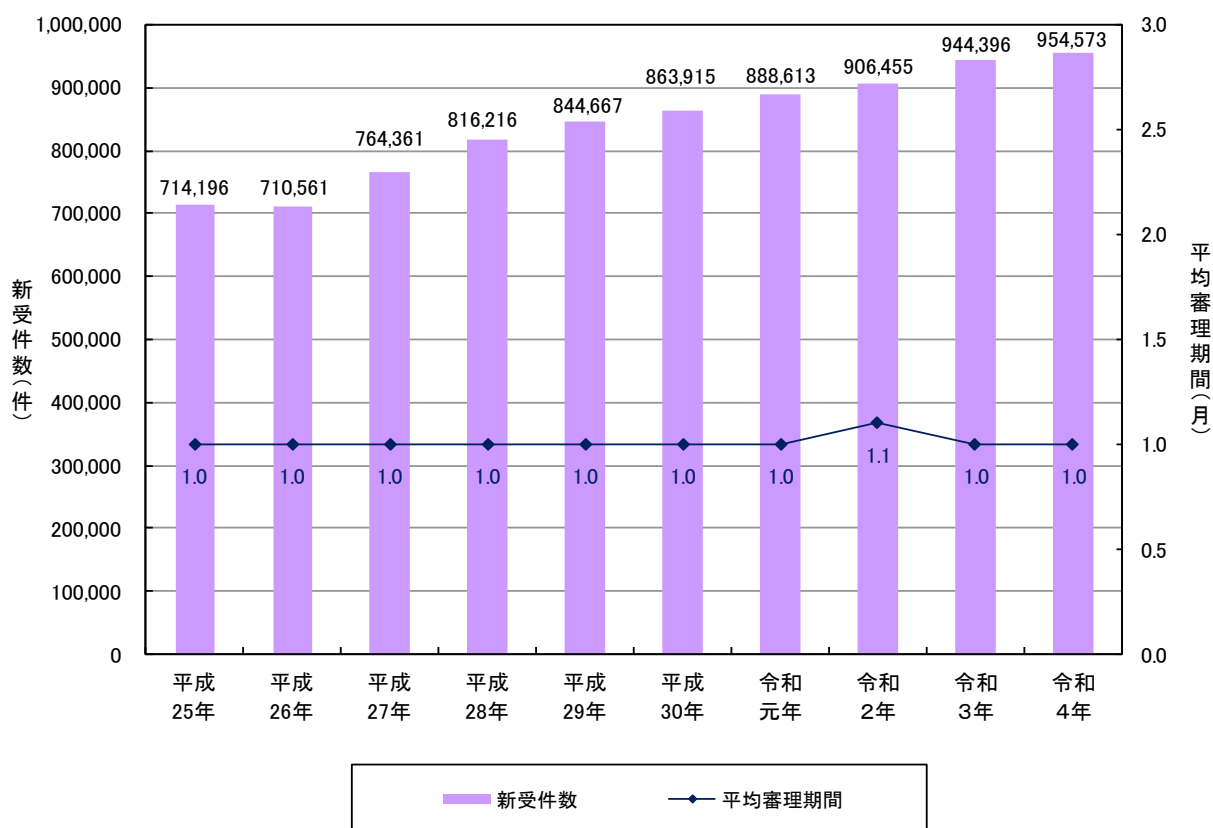
¹ 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

令和4年の新受件数（95万4573件）は、前回（90万6455件）より5.3%増加していて、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の33万5139件から36万6654件に増加したことにより、これには、これまで指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第7回報告書93頁、第8回報告書107頁、第9回報告書153頁参照）。

別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に、前回から変化は見られない（第9回報告書154頁【表2】参照）。

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移（別表第一審判事件）



【表2】家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一審判事件	別表第二審判事件	別表第二調停事件	一般調停事件
既済件数	951,064	21,921	78,205	47,223
平均審理期間(月)	1.0	6.1	7.7	6.5

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない（第9回報告書155頁【表3】参照）。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	943,041 99.2%	14,722 67.2%	43,297 55.4%	29,772 63.0%
6月超 1年以内	6,922 0.7%	4,931 22.5%	22,149 28.3%	12,205 25.8%
1年超 2年以内	969 0.1%	1,907 8.7%	10,527 13.5%	4,702 10.0%
2年を超える	132 0.01%	361 1.6%	2,232 2.9%	544 1.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97.8%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回と同様の傾向である（第9回報告書155頁【表4】参照）。

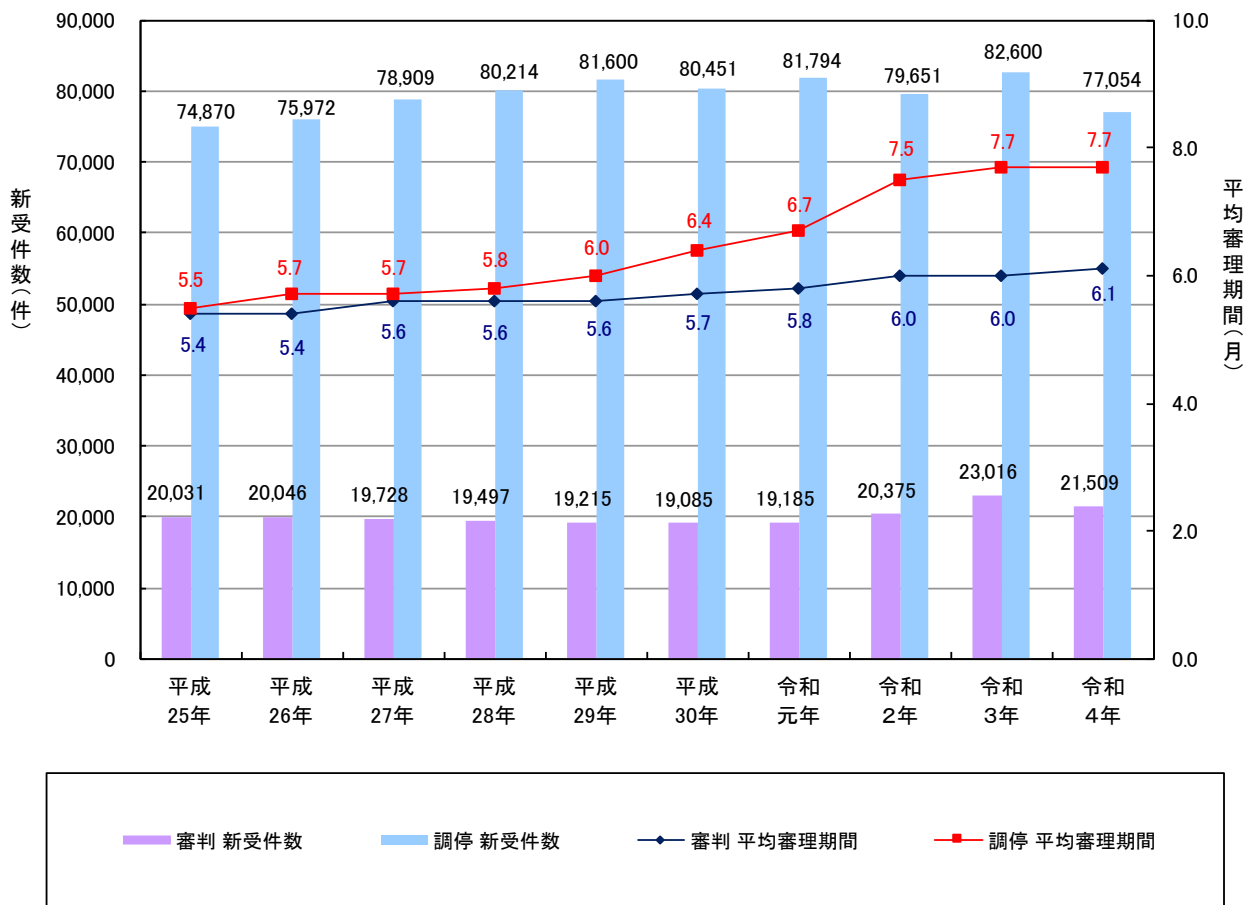
【表4】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	951,064 100.0%	21,921 100.0%	総数	78,205 100.0%	47,223 100.0%
認容	930,427 97.8%	11,968 54.6%	成立	39,567 50.6%	18,547 39.3%
却下	2,393 0.3%	2,391 10.9%	不成立	11,546 14.8%	13,302 28.2%
取下げ	13,018 1.4%	3,094 14.1%	取下げ	13,997 17.9%	7,951 16.8%
それ以外	5,226 0.5%	4,468 20.4%	それ以外	13,095 16.7%	7,423 15.7%

○ 別表第二事件

令和4年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



調停事件の新受件数は、平成 30 年及び令和 2 年に若干減少したものの、平成 25 年以降、おおむね増加傾向にあったが、令和 4 年は減少して、7 万 7054 件となった。審判事件の新受件数は、平成 26 年以降若干減少傾向にあり、令和元年以降増加に転じたが、令和 4 年は減少して、2 万 1509 件となった。いずれも、長期的に見ればおおむね高止まり状態にある。平均審理期間²について見れば、調停事件は、平成 25 年から緩やかに長期化していたが、令和 2 年には 7.5 月、令和 3 年には 7.7 月となり、令和 4 年も同様となった³。令和 2 年の長期化の背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われるところ、令和 4 年にそれまでの平均審理期間の長期化傾向が一段落した要因としては、同感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第 9 回報告書 196 頁、198 頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。一方、審判事件も、平成 25 年以降緩やかに長期化し、令和 4 年には 6.1 月となった⁴。

² 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時(審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等)から審判事件として終局した時までを指す(調停事件についても同様である。)。この点、V. 1. 2. 1以降と異なる統計処理がされているので(後掲 V. 1. 2. 1【図9】の注記参照)、注意されたい。

³ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年以降、5.6 月から 7.3 月の間で推移している(未済事件の平均係属期間の令和 3 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(1)一当事事件一」法曹時報第 74 巻第 12 号 96 頁第 20 表(令和 3 年)参照)。

⁴ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年に 6.8 月であったが、令和 3 年には 6.4 月となっている(未済事件の平均係属期

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（審判事件で67.2%、調停事件で55.4%）は、審判事件では前回（67.6%）より0.4%減少したが、調停事件では前回（54.3%）より1.1%増加している。一方で審理期間が1年を超える事件の割合（審判事件で10.3%、調停事件で16.4%）は、審判事件では前回（10.0%）より0.3%増加し、調停事件では前回（15.4%）より1.0%増加している。（第9回報告書155頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（50.6%）は前回（52.0%）より減少した一方で⁵、調停不成立で終局した事件の割合（14.8%）は前回（12.8%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（17.9%）は前回（20.2%）より減少している。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（16.7%）が前回（15.0%）より1.7%増加しているが、これが、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われることは、前回までに指摘されているとおりである^{6 7}。（第8回報告書109頁【表4】、110頁、第9回報告書155頁【表4】、157頁参照）

○ 一般調停事件

令和4年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図6】のとおりである。

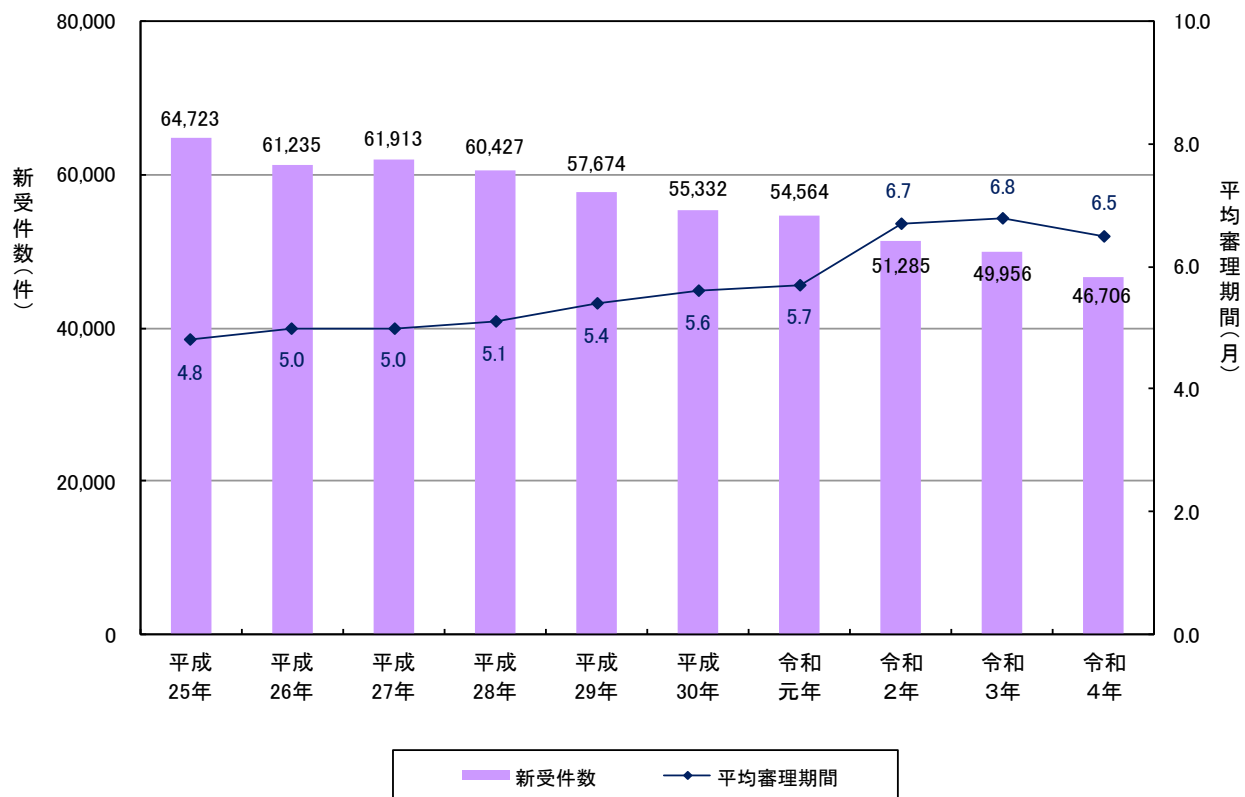
間の令和3年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・86頁第9表参照）。

⁵ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当事者間で合意に至った事件についても、当事者等の接触回避の観点から、当事者を出頭させて調停を成立させる代わりに、調停に代わる審判を活用したことも一因ではないかと考えられる。

⁶ 令和3年の既済事件（別表第二調停事件）のうち、10.0%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和元年は8.2%）（第9回報告書157頁脚注6参照）。

⁷ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

【図6】 新受件数及び平均審理期間の推移(一般調停事件)



一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める⁸。）の新受件数は、平成25年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は、令和元年まで緩やかに長期化し、令和2年（6.7月）、令和3年（6.8月）には大きく増加したが、令和4年（6.5月）は減少に転じている。なお、未済事件の平均係属期間も、平成24年の3.9月から、令和2年に5.9月となった後、令和3年は5.6月と減少に転じている⁹。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合（63.0%）は前回（59.2%）より3.8%増加している。一方で、審理期間が1年を超える事件の割合（11.2%）は、前回（11.0%）より0.2%増加している。（第9回報告書155頁【表3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（39.3%）は前回（41.6%）より減少した一方で¹⁰、調停不成立で終局した事件の割合（28.2%）は前回（26.3%）より増加し、取下げで終局した事件の割合（16.8%）は前回（20.2%）より減少した。なお、それ以外の事由で終局した事件の割合（15.7%）が前回（11.9%）より3.8%増加しているが、これは、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる¹¹。（第9回報告書155頁【表4】参照）

一般調停事件の平均審理期間が令和3年まで緩やかな長期化傾向にあったことについては、これまで指摘されていた、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していること

⁸ 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、令和3年において3万9886件、令和4年において3万7528件である（なお、司法統計では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

⁹ 未済事件の平均係属期間の令和3年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・96頁第20表参照

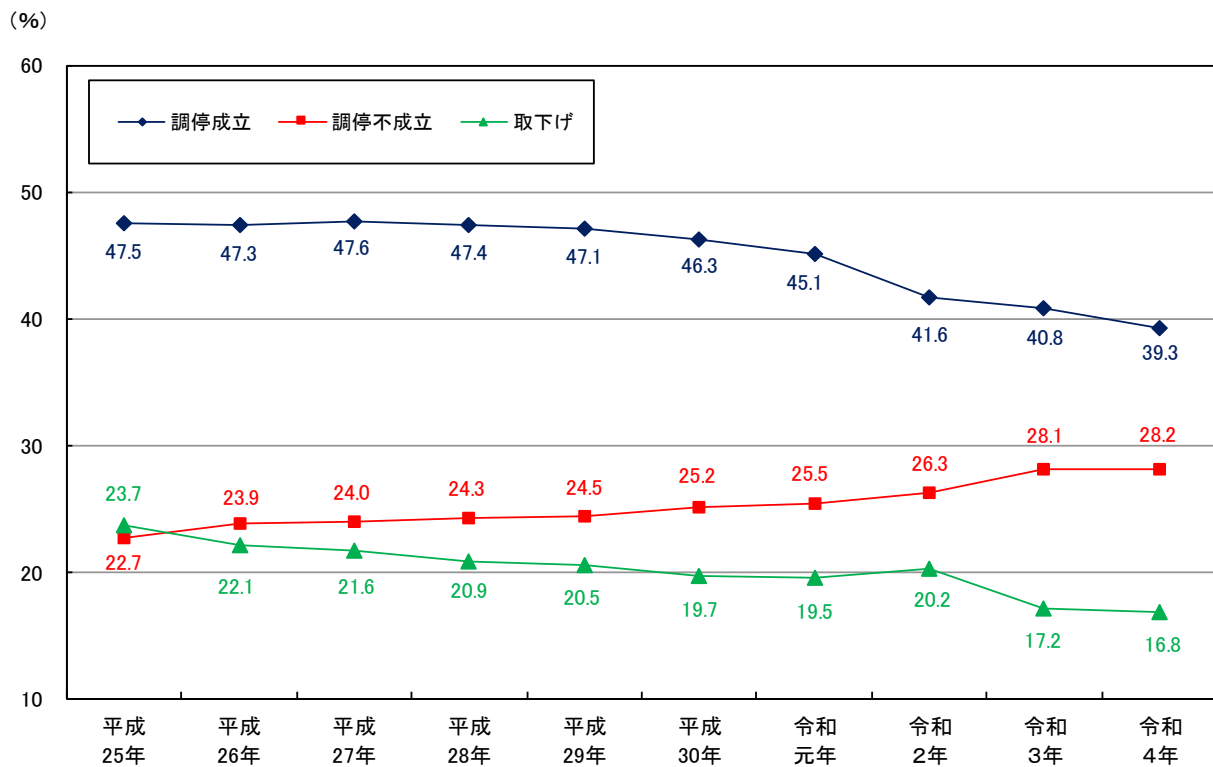
¹⁰ 脚注5参照

¹¹ 令和3年の既済事件（一般調停事件）のうち、8.1%が調停に代わる審判により終局している（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・92頁第14表参照）（令和2年は3.2%）。

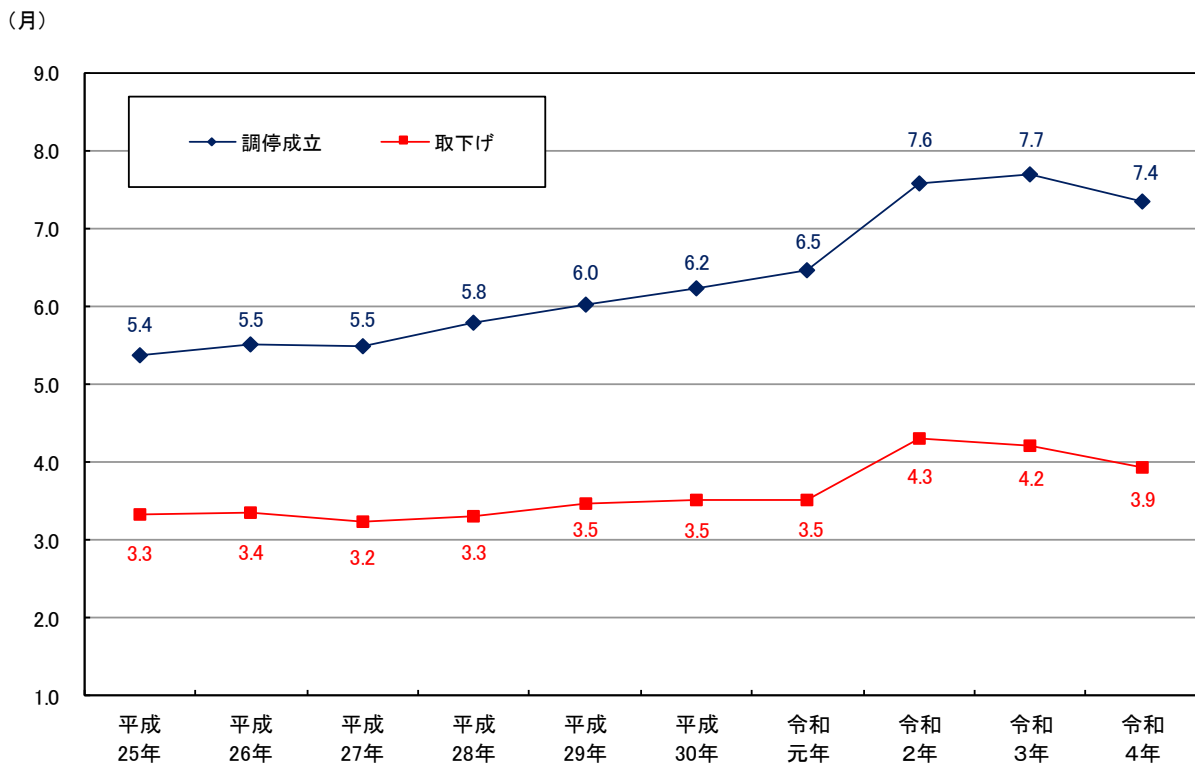
（【図7】、【図8】参照）に加え、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回と同様である。（第9回報告書158頁参照）

他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。

【図7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）は近年高止まり状態にある。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば12月を下回る水準で推移していたところ、令和2年に前年と比較して大きく長期化した。令和4年は前年と比較して短縮に転じている。令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲V. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。審理期間別の既済件数及び事件割合を見ても、前回と比較して、審理期間が6月以内の事件の割合が増加し、1年を超える事件の割合は減少している。また、平均期日回数は前回よりわずかに増加している一方で、平均期日間隔は前回と同様である。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（27.9%）より増加して29.2%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

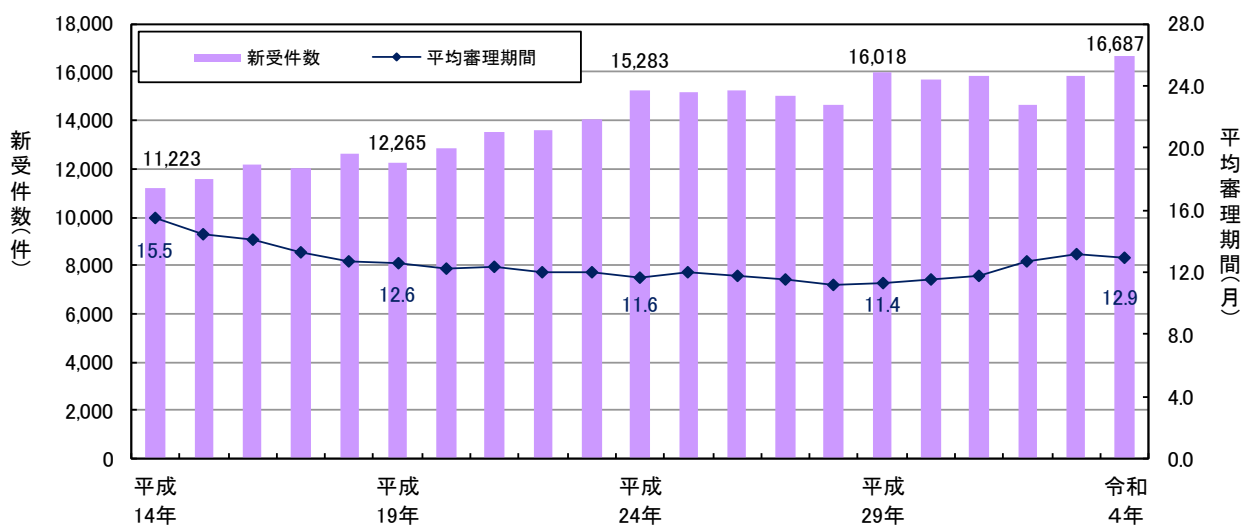
手続代理人弁護士との関与がある事件数は、この10年ほど増加傾向にある。

平均当事者数については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

新受件数は、高齢化の影響等により、近年は高止まり状態にあり、令和4年は1万6687件であった。

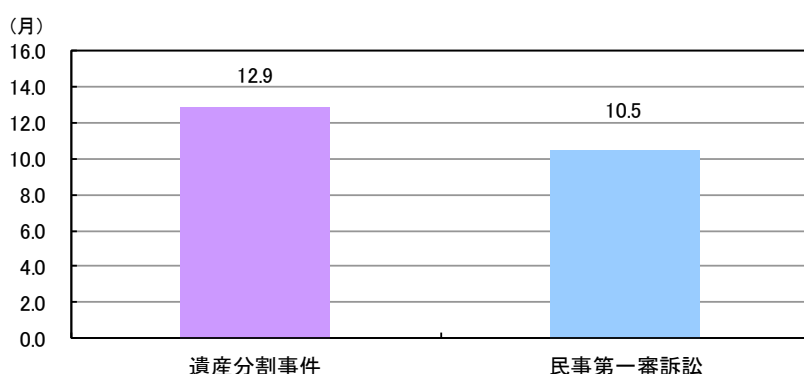
【図9】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

令和4年における平均審理期間は【図10】のとおり12.9月で、前回(12.6月)から0.3月長くなっている上、前回同様、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている(第9回報告書161頁【図10】参照)。平均審理期間は、令和元年までの数年間で見れば、【図9】のとおり、12月を下回る水準で推移していたが、令和2年に前年と比較して大きく長期化し、12月を上回ったが¹²、令和4年は前年と比較して短縮に転じている。令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組(第9回報告書196頁、198頁参照)の効果が現れつつあることが考えられる。

【図10】 平均審理期間(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(30.0%)より増加して32.8%となり、1年を超える事件の割合も前回(36.0%)より減少して35.0%となった(第9回報告書161頁【表11】参照)。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟
既済件数	12,981	131,795
平均審理期間(月)	12.9	10.5
6月以内	4,256 32.8%	67,234 51.0%
6月超1年以内	4,183 32.2%	25,687 19.5%
1年超2年以内	3,088 23.8%	25,868 19.6%
2年超3年以内	972 7.5%	8,886 6.7%
3年を超える	482 3.7%	4,120 3.1%

¹² これは、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小の影響もあるものと思われる。

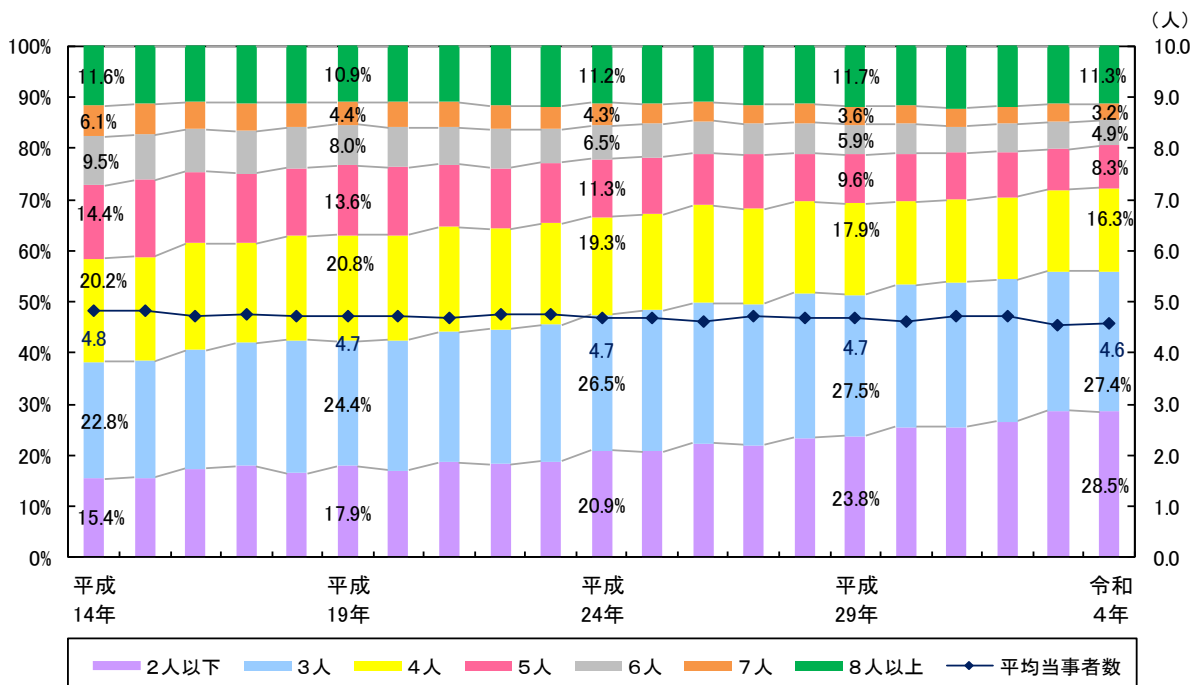
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合（44.1％）は、前回（43.5％）より増加し、審判（認容、却下、分割禁止）により終局した事件の割合は、前回（8.46％）より増加して 9.45％となった。また、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（27.9％）より増加して 29.2％となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり（後掲Ⅴ. 1. 2. 2【表 23】、後掲Ⅴ. 1. 2. 3【表 31】参照）、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる¹³。（第9回報告書 162 頁【表 12】参照）

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調停成立	5,729
	44.1%
調停をしない	154
	1.2%
調停に代わる審判	3,791
	29.2%
取下げ	2,044
	15.7%
当然終了	34
	0.3%
認容	1,186
	9.1%
却下	37
	0.3%
分割禁止	6
	0.05%

当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

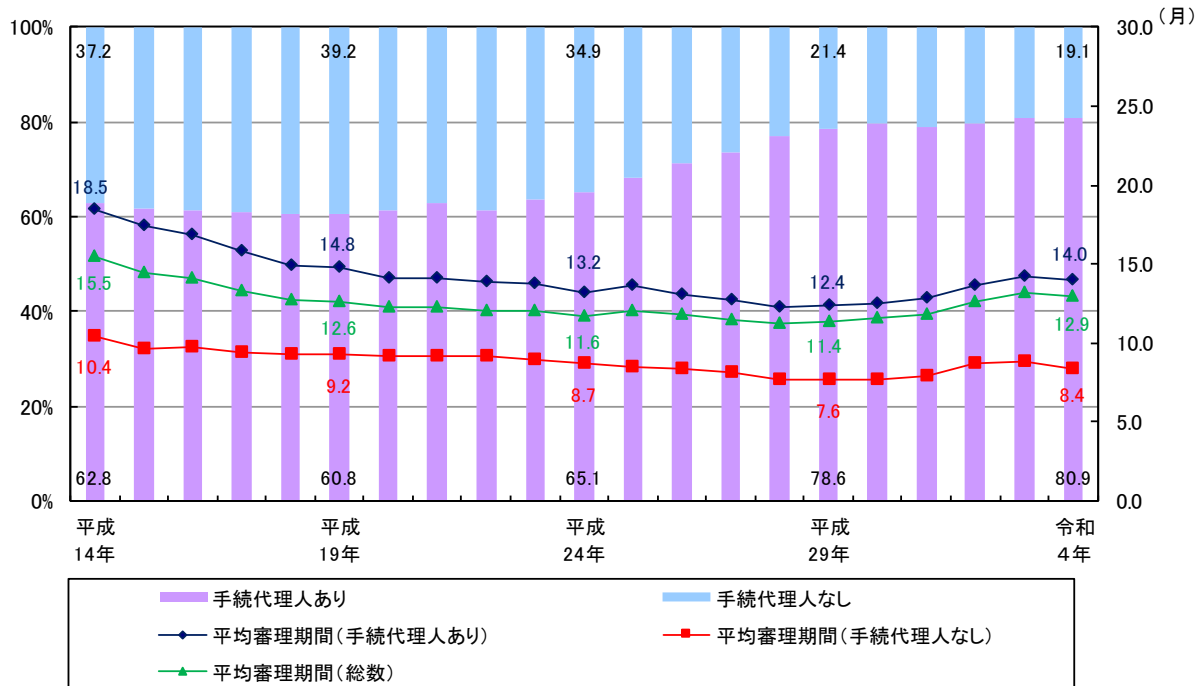
【図 13】 当事者数の推移(遺産分割事件)



¹³ 脚注5参照

遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく6割台で推移していたが、特にここ10年ほどは増加傾向にあって、令和4年には80.9%に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるといえる。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間は【表 15】のとおりである。平均期日回数（5.2回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（5.1回）から若干増加している。一方、平均期日間隔（2.5月）は前回と同様である。（第9回報告書 164 頁【表 15】参照）。

【表15】 平均期日回数及び平均期日間隔（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.2
平均調停期日回数	4.8
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	2.5

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 16】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回（3.4%）より減少して2.8%となっている（第9回報告書 164 頁【表 16】参照）。

【表16】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合（遺産分割事件）

調査命令	あり	369 2.8%
	なし	12,612 97.2%

1. 2. 2 婚姻関係事件¹⁴

新受件数（審判＋調停）は近年減少傾向にあるものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成25年以降、長期化傾向にあったが、令和4年は前年から短縮した。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少していることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前掲Ⅴ. 1. 1で指摘したのと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組の効果が現れつつあることが考えられる。これに関連して、6月以内に終局した事件の割合は、前回（56.1%）から増加して58.8%となった。平均期日回数（3.6回）については、前回（3.3回）から若干増加した一方で、平均期日間隔は、前回（2.1月）より若干短縮して2.0月となった。

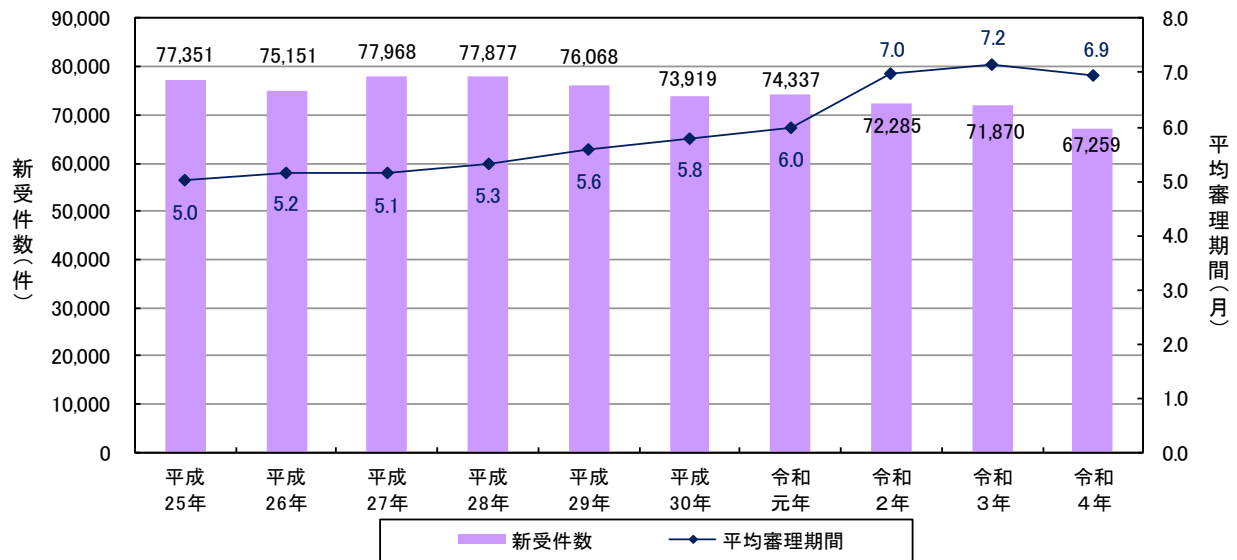
なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（5.9%）より増加して9.4%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（20.9%）より減少して16.1%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図17】のとおりである。

令和元年以降、新受件数は減少傾向にあるが、令和4年は6万7259件であり、依然として高水準にある。

¹⁴ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

【図17】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

平均審理期間は【図17】及び【表18】のとおり、平成25年以降、長期化傾向にあったが、令和4年は前年(7.2月)から短縮し、6.9月となった。

【表18】 既済件数及び平均審理期間(婚姻関係事件)

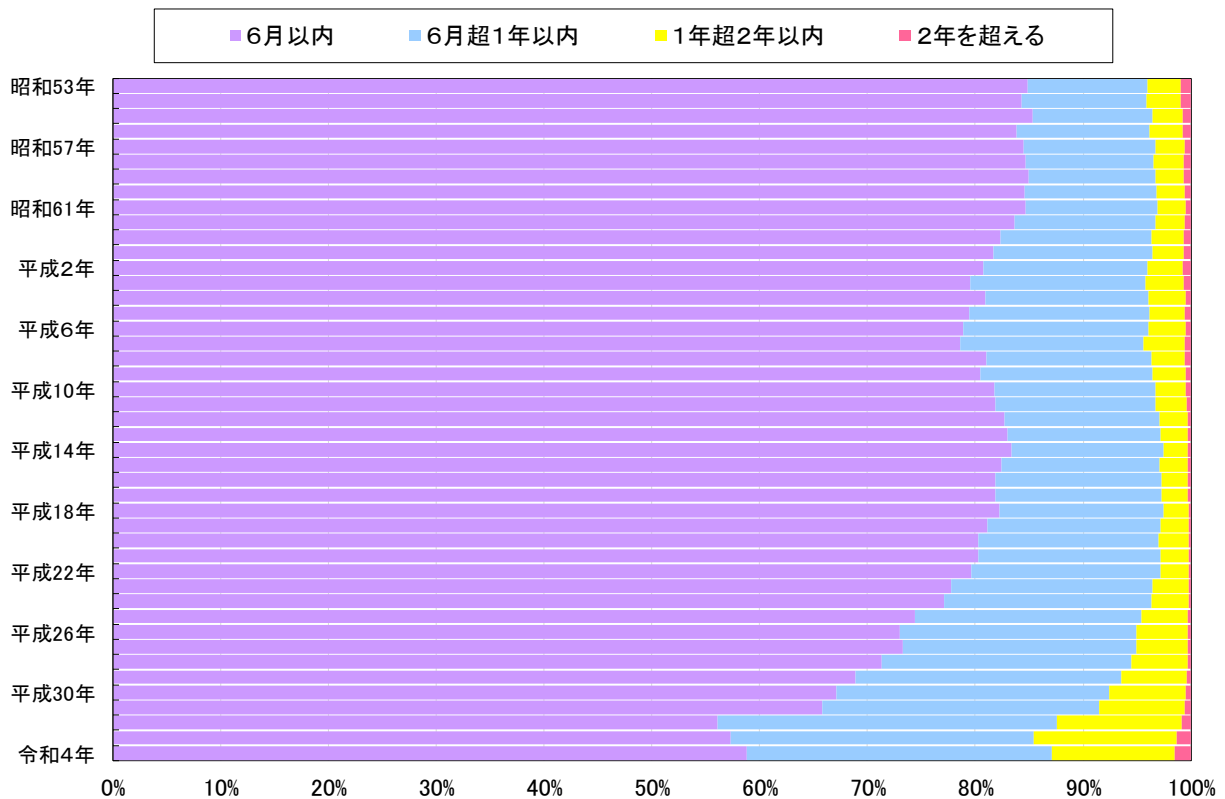
既済件数	61,271
平均審理期間(月)	6.9

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表19】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(56.1%)より増加して58.8%となった一方、6月を超え1年以内の事件が前回(31.4%)より減少して28.3%になり、1年を超える事件の割合も前回(12.49%)とほぼ同様の12.9%になった(第9回報告書166頁【表19】参照)。既済事件の審理期間別事件割合の推移は【図20】のとおりであり、近年、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件、特に1年を超え2年以内の事件の割合が増加傾向にあったが、令和3年以降、審理期間が6月以内の事件の割合が増加に転じている。

【表19】 審理期間別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

6月以内	36,021	58.8%
6月超1年以内	17,357	28.3%
1年超2年以内	6,994	11.4%
2年超3年以内	796	1.3%
3年を超える	103	0.2%

【図20】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(婚姻関係事件)

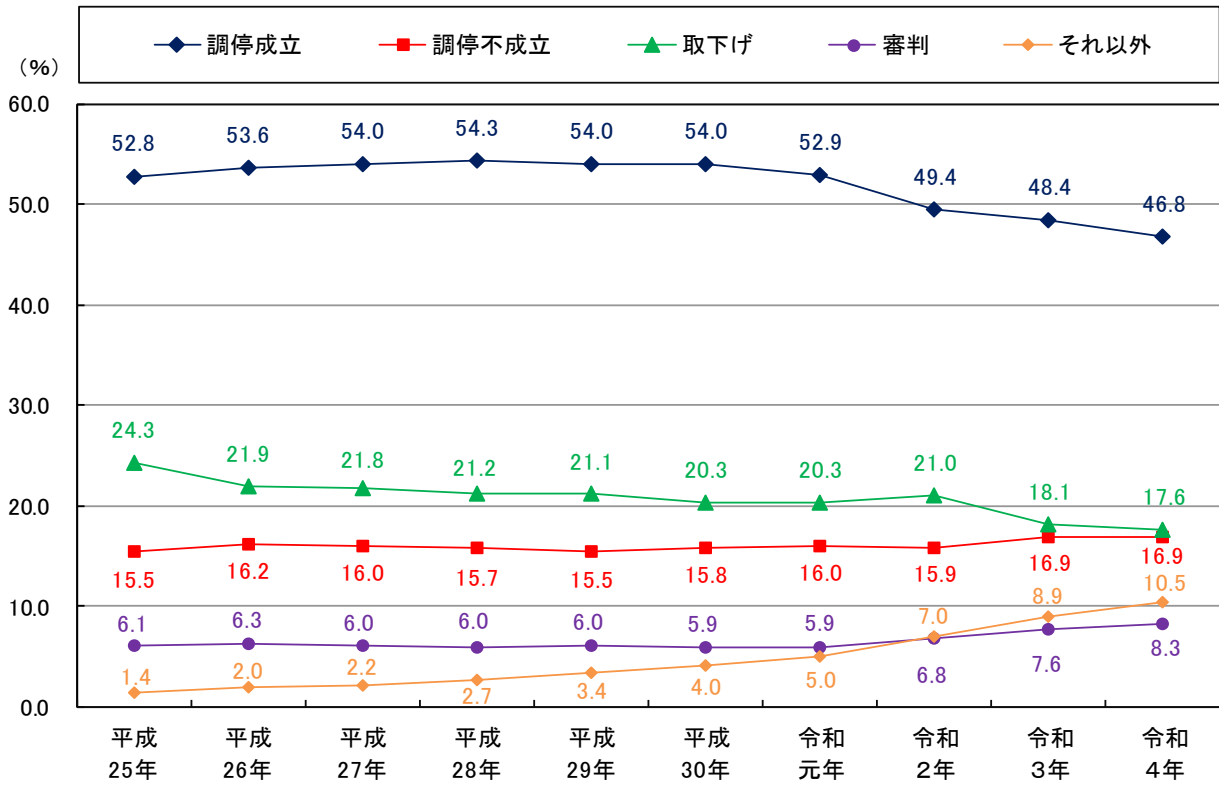


なお、婚姻関係事件の平均審理期間が令和3年まで長期化する傾向にあったことと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した（前掲Ⅴ．1．1参照）のと同様に、【図21】及び【図22】のとおり、相対的に平均審理期間が短い傾向にある取下げで終局した事件の割合が減少傾向にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあること¹⁵（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響していると考えられることは、前回と同様である。（第9回報告書167頁参照）

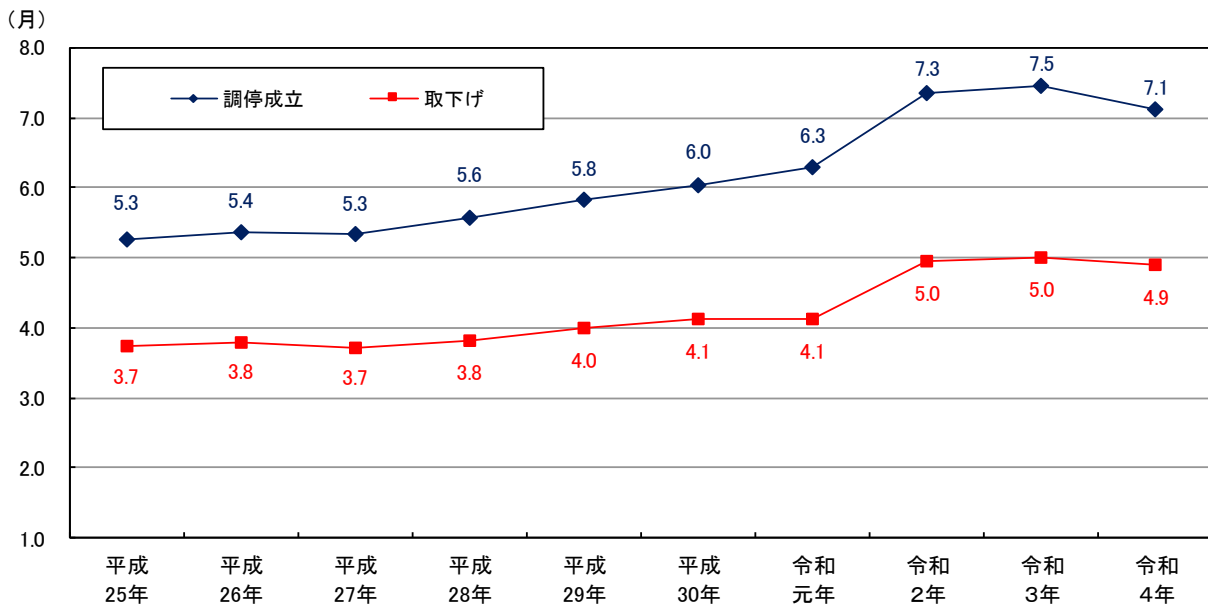
他方で、令和4年に平均審理期間が短縮に転じた要因としては、前述したとおり（前掲Ⅴ．1．1参照）、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響が落ち着きつつあることのほか、同感染症の感染拡大を契機として各家庭裁判所において行われている調停運営改善の取組（第9回報告書196頁、198頁参照）の効果が現れつつあることが考えられる。

¹⁵ 婚姻費用分担事件の新受件数は、平成24年において、審判事件3,310件、調停事件1万6,544件（合計1万9,854件）であり、令和3年において、審判事件4,346件、調停事件2万2,271件（合計2万6,617件）である（最高裁判所事務総局家庭局・脚注3・81頁第4表、88頁第12表参照）。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

【図21】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表23】のとおりである。調停成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（49.4%）より減少して46.8%となった¹⁶。調停不成立で終局した事件（夫婦関係調整調停事件）の割合は、前回（15.9%）より増加して16.9%、認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合は、前回（6.8%）より増加して8.3%、取下げで終局した事件の割合は、前回（21.0%）より減少して17.6%となった。調停に代わる審判により終局した事件の割合は、前回（5.9%）より増加して9.4%となった¹⁷。（第9回報告書168頁【表23】参照）

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調停成立	28,655 46.8%
調停不成立	10,347 16.9%
調停をしない	475 0.8%
調停に代わる審判	5,771 9.4%
取下げ	10,785 17.6%
当然終了	170 0.3%
認容	4,777 7.8%
却下	291 0.5%

¹⁶ 脚注5参照

¹⁷ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり、平均期日回数（3.6 回）（そのほとんどが調停期日である。）は、前回（3.3 回）より若干増加している一方、平均期日間隔（2.0 月）は前回（2.1 月）よりも若干短縮している。（第 9 回報告書 169 頁【表 24】参照）。

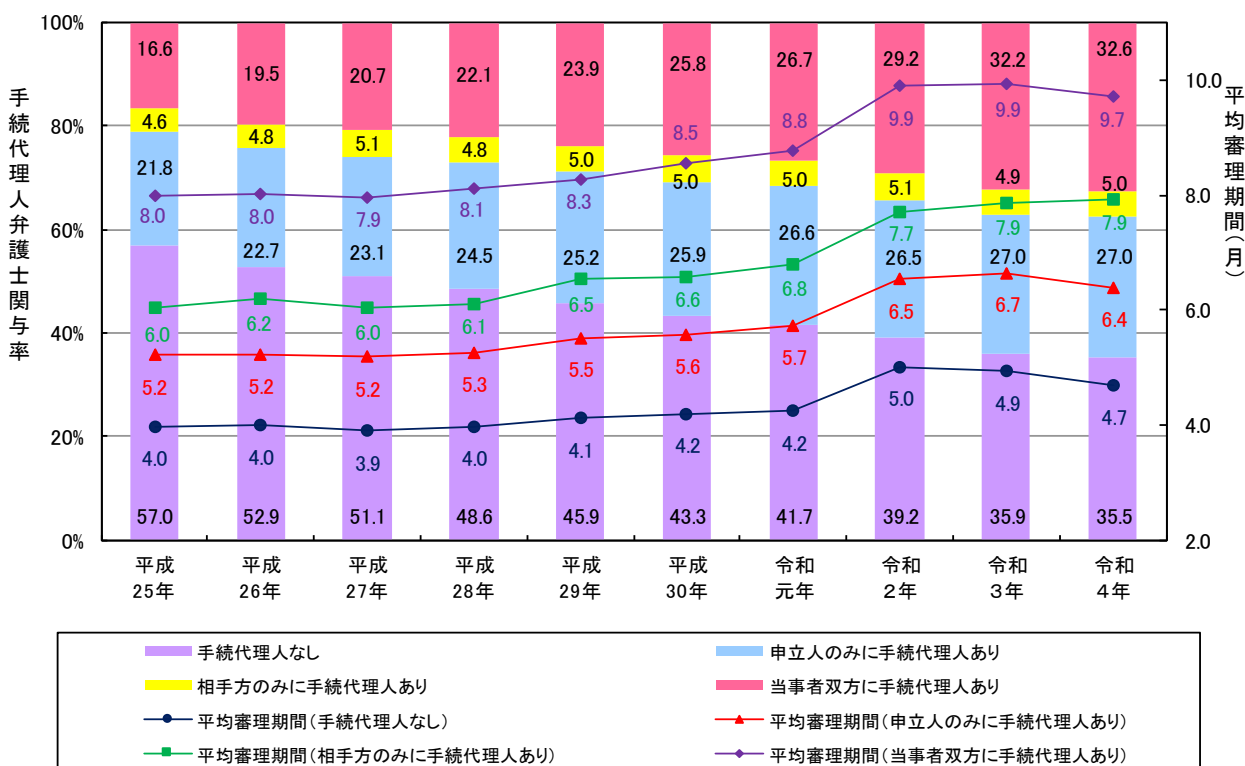
【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔
(婚姻関係事件)

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.6
平均調停期日回数	3.4
平均審判期日回数	0.1
平均期日間隔(月)	2.0

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、令和 2 年以降は 6 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加が、事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合(16.1%)は、前回(20.9%)より減少した(第9回報告書170頁【表26】参照)。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、令和4年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合(8.0%)は、令和2年(10.7%)より2.7%減少し、令和4年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合(22.0%)も、令和2年(28.1%)より6.1%減少している。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	9,870
	なし	51,401
		83.9%

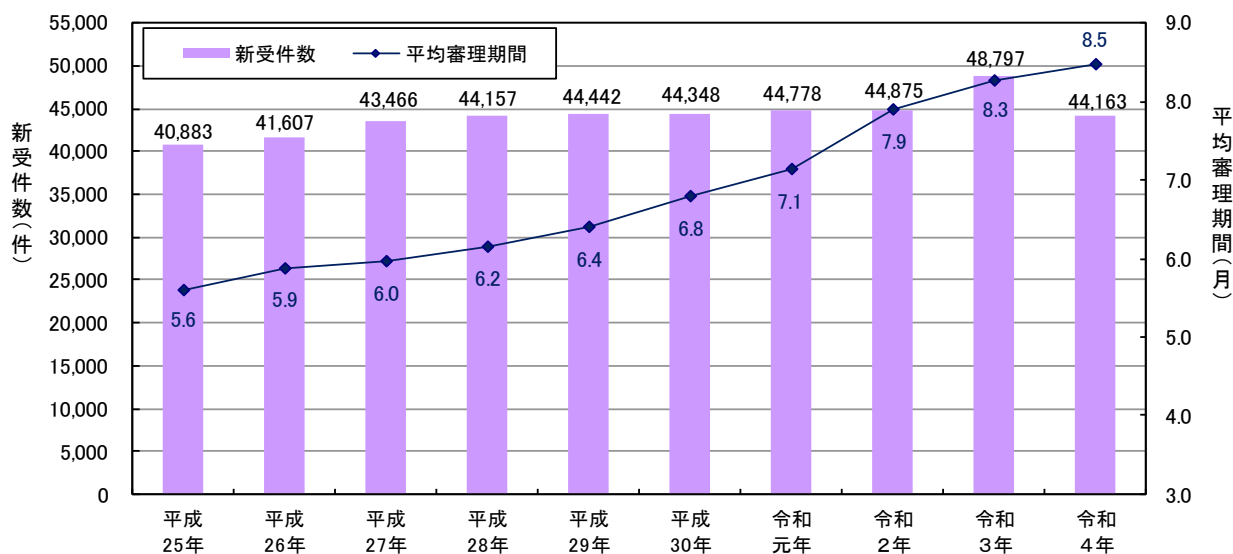
1. 2. 3 子の監護事件¹⁸

前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）はおおむね増加傾向にあったが、令和4年は前年よりも減少した。他方で、平均審理期間は引き続き長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が増加傾向にあることが挙げられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（50.7%）から減少して48.9%となった。平均期日回数（4.1回）は前回（3.7回）から若干増加した一方で、平均期日間隔は、前回（2.2月）より若干短縮して2.1月となった。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（5.7%）より増加して7.1%となったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（44.1%）より減少して43.7%となった。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

¹⁸ 子の監護事件には、養育費請求事件等(養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件)のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

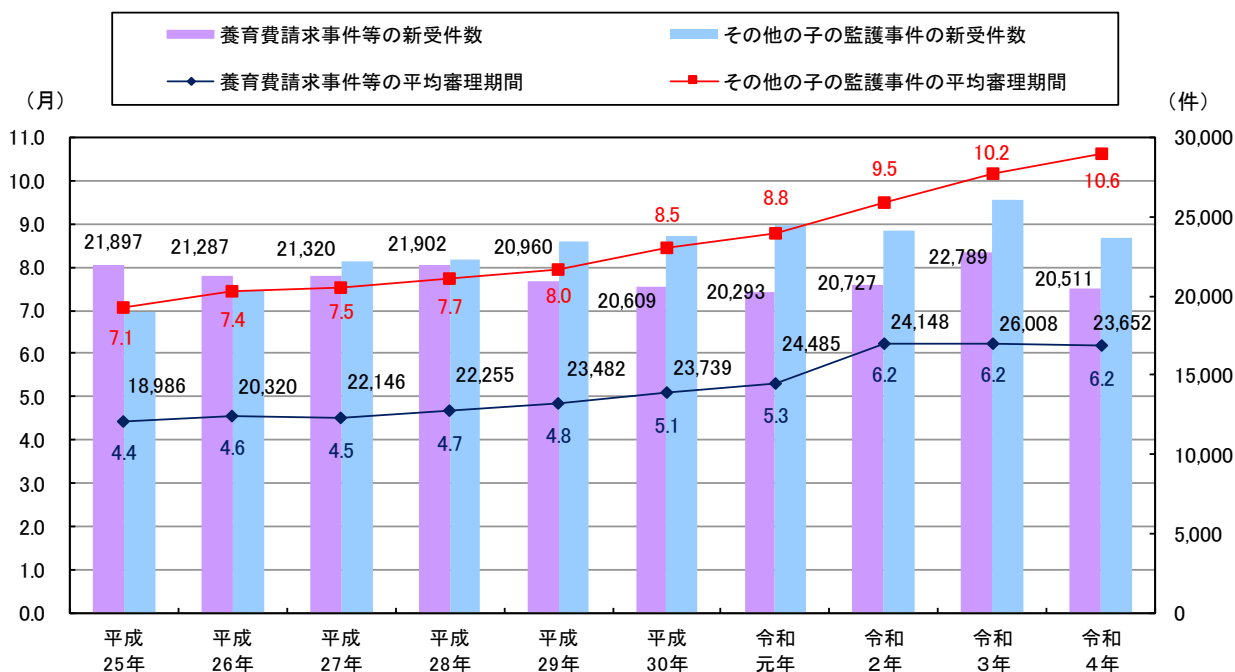
新受件数は、平成 25 年以降、おおむね増加傾向にあり、令和 3 年は 4 万 8797 件となったが、令和 4 年は 4 万 4163 件に減少した。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、【表 28】にもあるように、令和 4 年は 8.5 月となった。

【表28】 既済件数及び平均審理期間
(子の監護事件)

既済件数	36,210
平均審理期間(月)	8.5

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が長期的に見て増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、平成 25 年から令和 4 年までの間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.4 月から 6.2 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 7.1 月から 10.6 月へとより顕著な長期化傾向を示している。）。

【図29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表30】のとおりであり、前述した審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（50.7%）より減少して48.9%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（17.1%）より増加して19.8%となった（第9回報告書173頁【表30】参照）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

6月以内	17,700 48.9%
6月超1年以内	11,368 31.4%
1年超2年以内	6,072 16.8%
2年超3年以内	924 2.6%
3年を超える	146 0.4%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（52.8%）より減少して50.0%となった¹⁹。一方で、認容又は却下の審判で終局した割合は、前回（14.5%）より増加して18.2%となり、調停に代わる審判で終局した事件の割合も、前回（5.7%）より増加して7.1%となった²⁰。（第9回報告書173頁【表31】参照）

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（子の監護事件）

調停成立	18,089 50.0%
調停をしない	454 1.3%
調停に代わる審判	2,580 7.1%
取下げ	8,330 23.0%
当然終了	159 0.4%
認容	5,120 14.1%
却下	1,478 4.1%

¹⁹ 脚注5参照

²⁰ 脚注5参照

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（4.1 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回（3.7 回）より増加する一方、平均期日間隔（2.1 月）は前回（2.2 月）よりも短縮した。（第 9 回報告書 174 頁【表 32】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	4.1
平均調停期日回数	3.5
平均審判期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.1

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（44.1%）より 0.4%減少して 43.7%となっているが、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲Ⅴ. 1. 2. 1【表 16】、前掲Ⅴ. 1. 2. 2【表 26】、第 9 回報告書 174 頁【表 33】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	15,830 43.7%
	なし	20,380 56.3%

2 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数（8,985件）は前回（8,568件）より若干増加した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。平均審理期間の長期化に伴い、1年を超える事件の割合が前回（48.17%）より増加して49.2%になったが、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについては、前回から大きな変化は見られない。また、平均期日回数が前回（7.4回）よりも減少して6.2回になった一方で、平均期日間隔は前回（1.9月）よりも長くなって2.3月となった。審理期間及び期日間隔が令和4年に前回より長期化した背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がまだ残っていることもあるものと思われる。

判決で終局した事件の割合は前回とほぼ同様であったが、和解は前回（38.9%）より減少して34.8%となった一方で、取下げが前回（18.5%）より増加して22.2%となった。

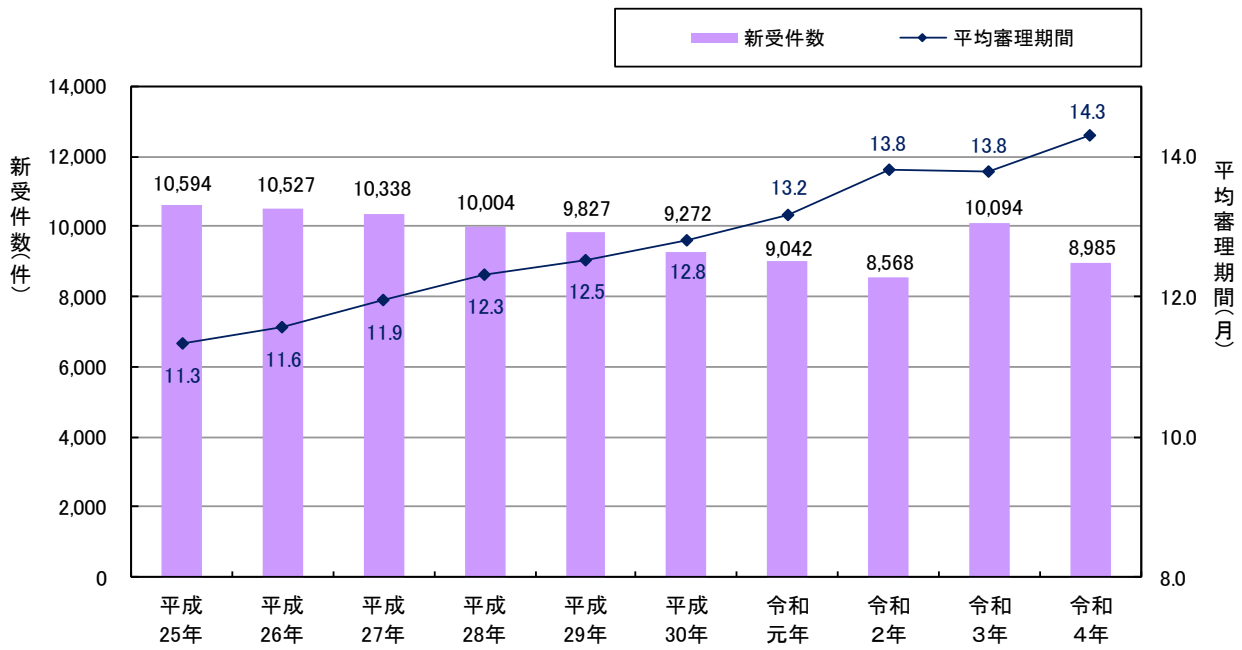
2. 1 人事訴訟事件の概況

○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

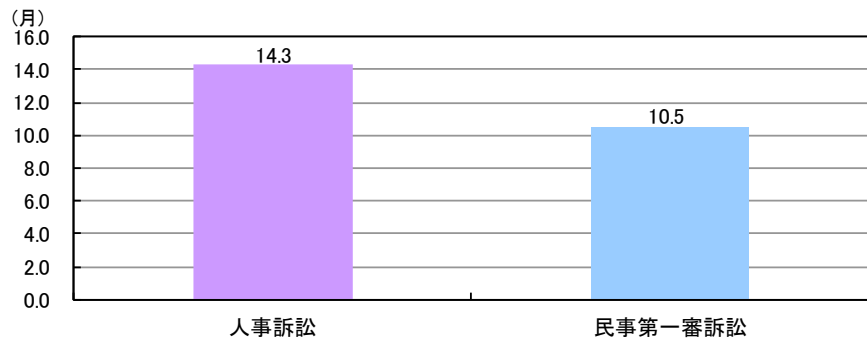
新受件数は、平成25年以降、減少傾向が続いていたところ、令和3年は増加に転じ、令和4年（8,985件）は前回（8,568件）より若干増加している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている(第9回報告書176頁【図2】参照)。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

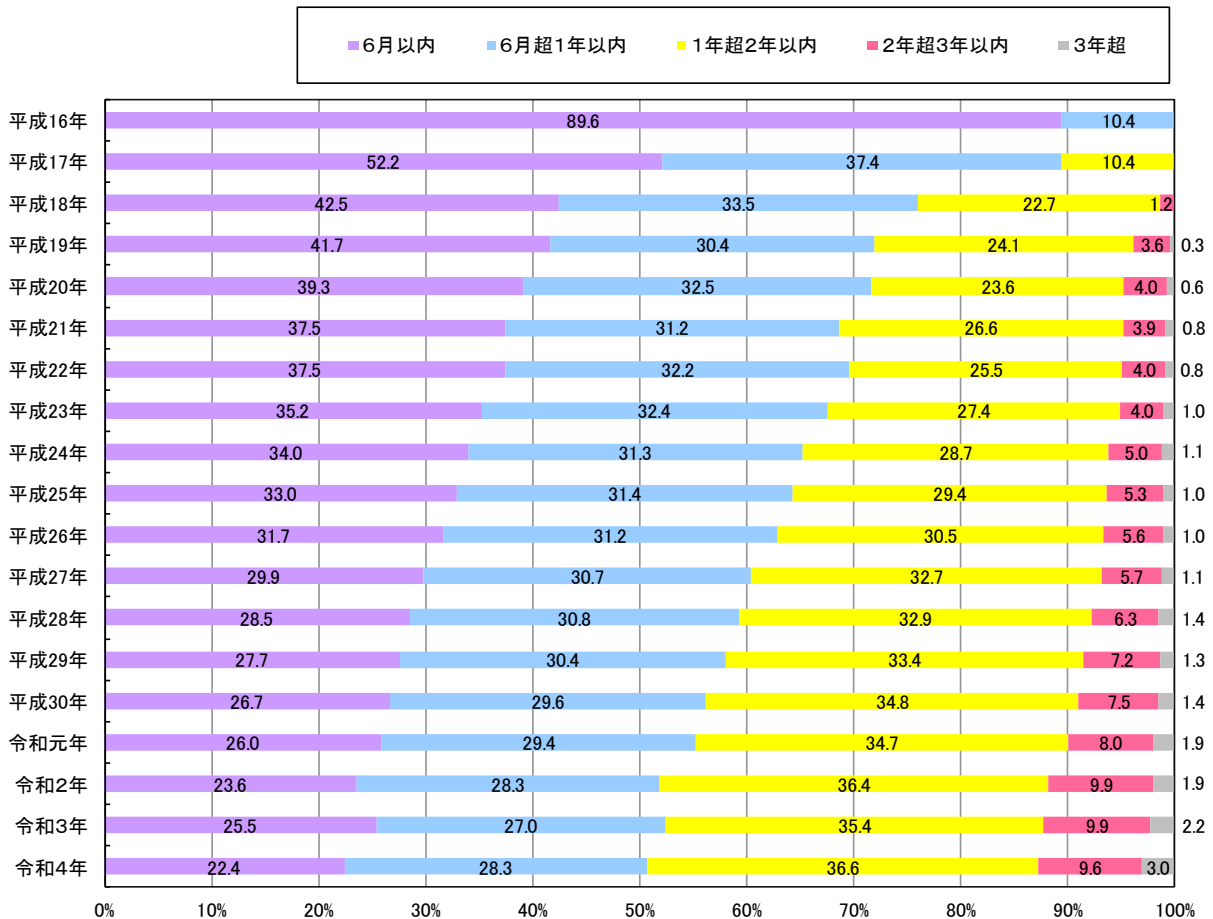
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（23.6%）より減少して22.4%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（48.17%）より1.03%増加して49.2%（4,516件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第9回報告書177頁【表3】参照）

既済事件の審理期間別事件割合の推移は、【図4】のとおりであり、審理期間の長期化に伴い、審理期間が6月以内の事件の割合が減少傾向にある一方で、1年を超える事件の割合は増加傾向にある。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
既済件数	9,174	131,795
平均審理期間(月)	14.3	10.5
6月以内	2,058 22.4%	67,234 51.0%
6月超1年以内	2,600 28.3%	25,687 19.5%
1年超2年以内	3,357 36.6%	25,868 19.6%
2年超3年以内	882 9.6%	8,886 6.7%
3年超5年以内	267 2.9%	3,605 2.7%
5年を超える	10 0.1%	515 0.4%

【図4】 既済事件の審理期間別事件割合の推移(人事訴訟)



○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表5】のとおりである。判決（40.0%）は前回（39.8%）とほぼ同様であったが、和解（34.8%）は前回（38.9%）より減少した一方で、取下げ（22.2%）が前回（18.5%）より増加した。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（71.2%）は、前回（67.6%）より3.6%増加しており、民事第一審訴訟事件と比べても高い水準を維持している。（第9回報告書178頁【表5】参照）

【表5】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
判決	3,668 40.0%	60,311 45.8%
うち対席(%は判決に対する割合)	2,611 71.2%	33,498 55.5%
和解	3,188 34.8%	43,265 32.8%
取下げ	2,033 22.2%	23,880 18.1%
それ以外	285 3.1%	4,339 3.3%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表6】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第9回報告書178頁【表6】参照）。

【表6】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
双方に訴訟代理人	5,943 64.8%	63,161 47.9%
原告側のみ訴訟代理人	2,942 32.1%	54,904 41.7%
被告側のみ訴訟代理人	137 1.5%	4,005 3.0%
本人による	152 1.7%	9,725 7.4%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数（2.1回）は前回（2.2回）とほぼ同様であったが、平均争点整理期日回数（4.1回）が前回（5.2回）より減少したことにより、平均期日回数は前回（7.4回）よりも減少し、6.2回となっている。平均期日間隔については、前回（1.9月）より若干長くなって、2.3月となっている。（第9回報告書178頁【表7】参照）

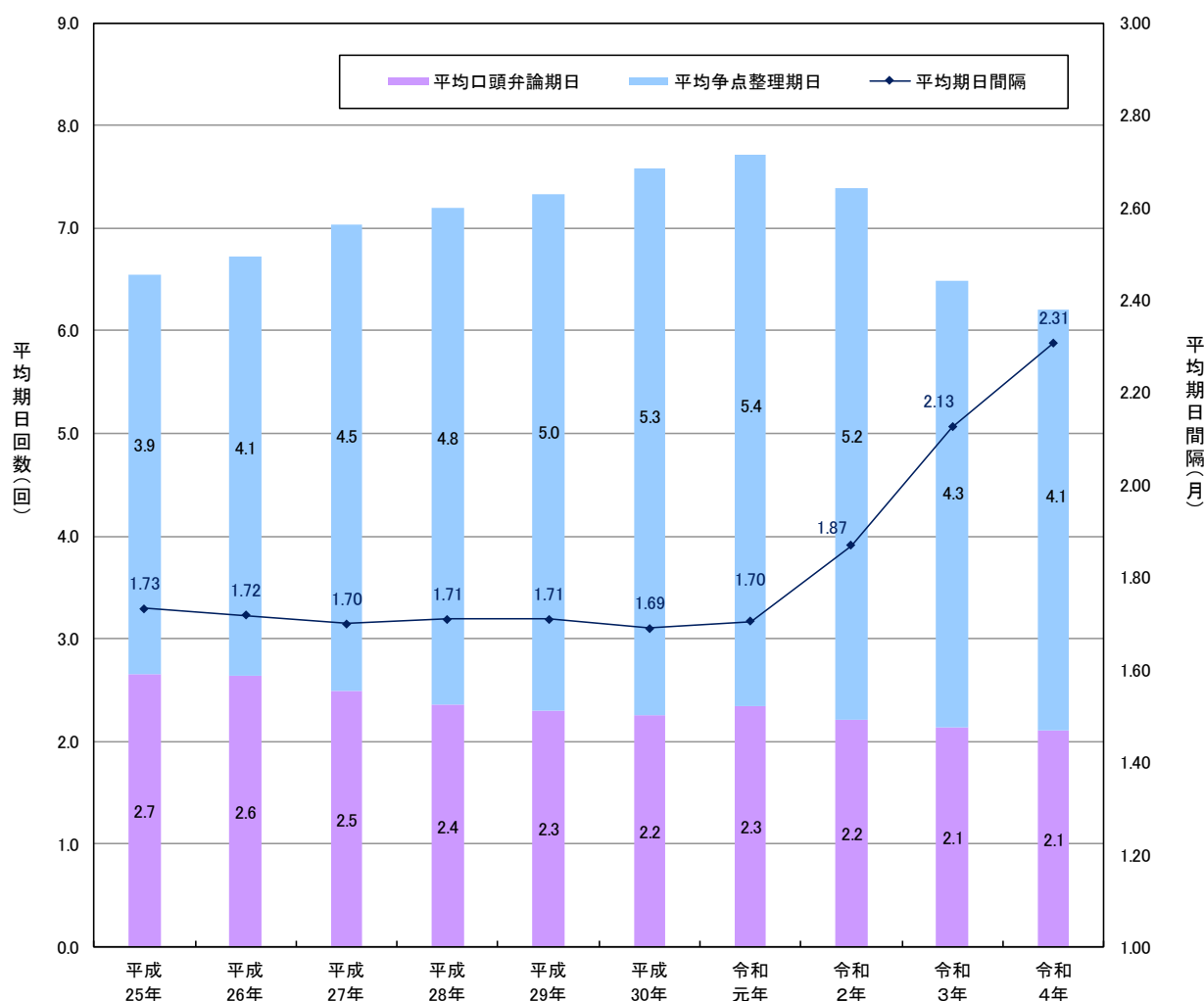
【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟
平均期日回数	6.2	4.1
うち平均口頭弁論期日回数	2.1	1.5
うち平均争点整理期日回数	4.1	2.6
平均期日間隔(月)	2.3	2.6

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図8】のとおりである。平均期日回数については、平均口頭弁論期日回数が長期的に見てわずかに減少傾向にあるのに対し、平均争点整理期日回数は、平成25年以降令和元年まで一貫して増加傾向にあり、それに伴い全体の平均期日回数も増加傾向にあったが、令和2年からは、平均争点整理期日回数も減少に転じている。平均期日間隔については、平成25年以降令和元年までは、若干短縮傾向にあったが、令和2年以降は長期化している。令和2年以降、それまでと比べて、平均期日回数が減少した一方で平均期日間隔が長期化した背景には、同年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び緊急事態宣言の発出並びにこれらに伴う裁判所業務の縮小やその後の同感染症の感染拡大の影響もあるものと思われる¹。

【図8】 平均期日回数及び平均期日間隔の推移(人事訴訟)



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることもある。

¹ 令和4年に既済となった人事訴訟事件の平均審理期間は 14.3 月であるから(【図1】参照)、令和4年の平均期日回数及び平均期日間隔にも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響がまだ残っているものと推測される。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表9】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（67.1%）より2.3%増加して69.4%であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第9回報告書180頁【表9】参照）。

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審 訴訟
争点整理手続	実施件数	6,364	62,541
	実施率	69.4%	47.5%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表10】のとおりである。人証調べ実施率（37.3%）は前回（37.3%）と同様であり、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第9回報告書180頁【表10】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟
人証調べ実施率	37.3%	14.2%
平均人証数	0.7	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.0	2.7

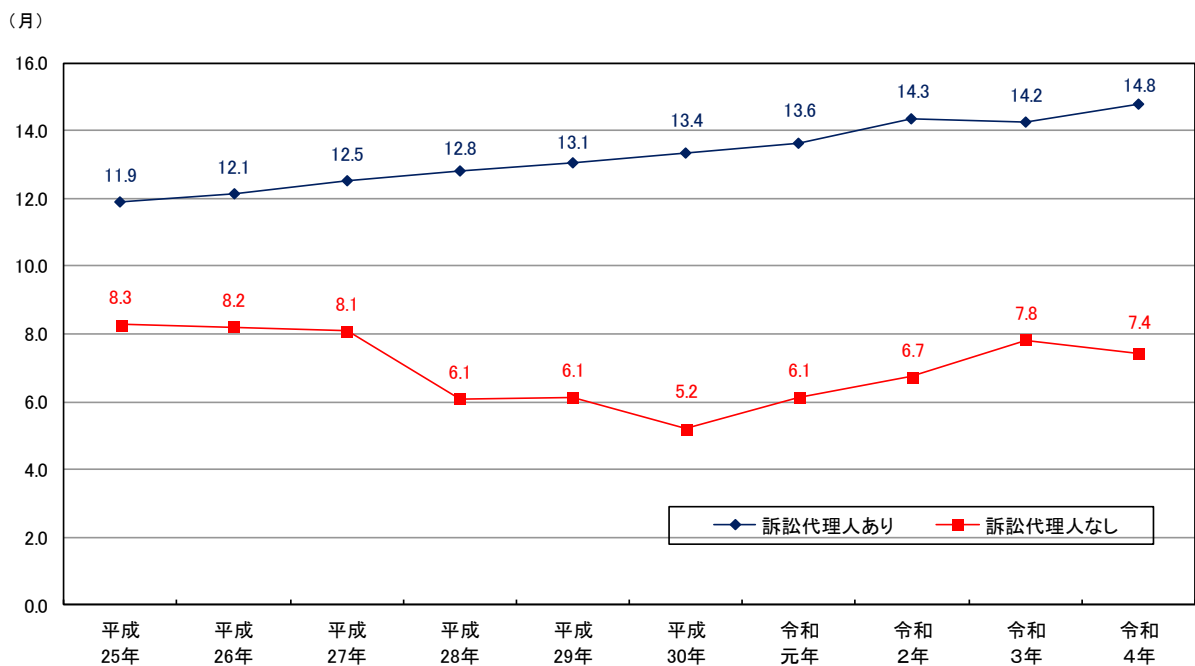
なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表11】のとおりであり、平均審理期間（18.1月）は前回（17.3月）よりも若干増加している一方で、平均人証調べ期間（0.1月）は前回（0.2月）よりも若干減少している（第9回報告書180頁【表11】参照）。平均審理期間は、民事第一審訴訟事件（全体）の23.9月（前掲Ⅲ. 1. 1【表18】）と比べると短い。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

平均審理期間(月)	18.1
平均人証調べ期間(月)	0.1

離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士との関与の有無別の平均審理期間の推移は【図12】のとおりであり、当事者の双方又はいずれか一方に訴訟代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれにも訴訟代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を顕著に上回っており、ここ数年は、おおむね8か月ほど長くなる傾向が見られる。

【図12】 離婚の訴えにおける訴訟代理人弁護士の関与の有無別の平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表13】のとおりである。

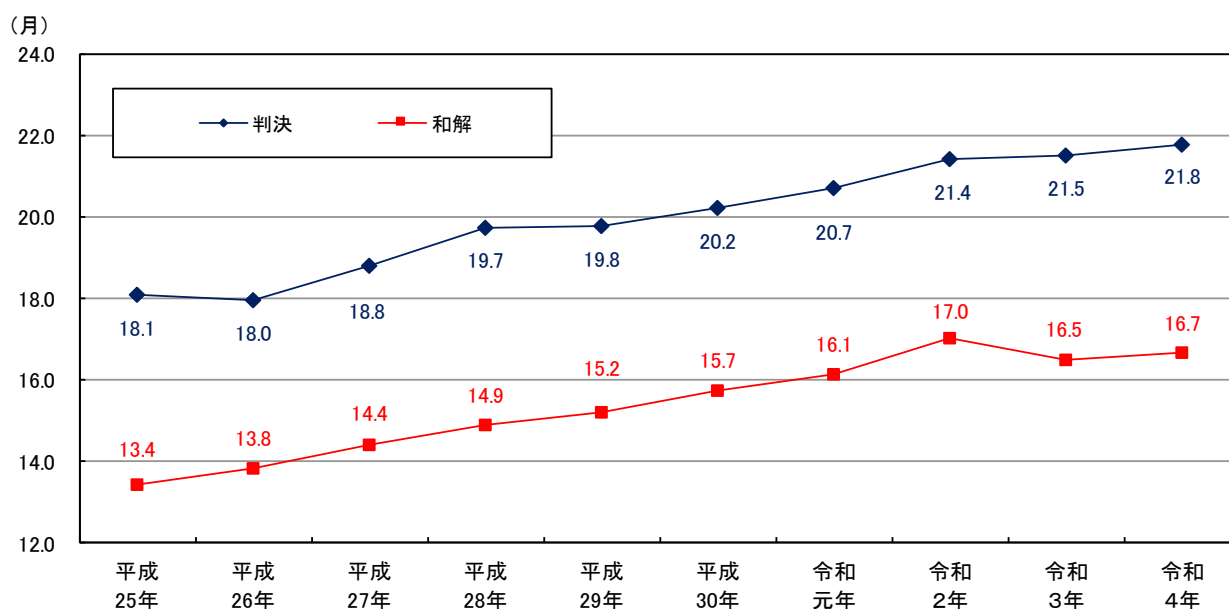
【表13】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況
(人事訴訟)

		離婚	親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
			あり	なし	あり	なし	
既済件数		8,118	4,694	3,424	3,139	4,979	1,056
平均審理期間(月)		14.7	14.8	14.5	17.8	12.7	11.5
平均期日回数		6.5	6.6	6.2	8.2	5.3	4.3
平均期日間隔(月)		2.3	2.2	2.3	2.2	2.4	2.7
争点整理実施率		71.8%	75.5%	66.6%	85.7%	63.0%	50.9%
審理期間	6月以内	1,685 20.8%	863 18.4%	822 24.0%	332 10.6%	1,353 27.2%	373 35.3%
	6月超 1年以内	2,274 28.0%	1,331 28.4%	943 27.5%	730 23.3%	1,544 31.0%	326 30.9%
	1年超 2年以内	3,085 38.0%	1,907 40.6%	1,178 34.4%	1,440 45.9%	1,645 33.0%	272 25.8%
	2年超 3年以内	823 10.1%	471 10.0%	352 10.3%	478 15.2%	345 6.9%	59 5.6%
	3年超 5年以内	241 3.0%	116 2.5%	125 3.7%	155 4.9%	86 1.7%	26 2.5%
	5年超	10 0.1%	6 0.1%	4 0.1%	4 0.1%	6 0.1%	- -
	訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,445 67.1%	3,275 69.8%	2,170 63.4%	2,463 78.5%	2,982 59.9%
原告側のみ		2,432 30.0%	1,313 28.0%	1,119 32.7%	619 19.7%	1,813 36.4%	510 48.3%
被告側のみ		114 1.4%	61 1.3%	53 1.5%	41 1.3%	73 1.5%	23 2.2%
本人による		127 1.6%	45 1.0%	82 2.4%	16 0.5%	111 2.2%	25 2.4%
終局区分	判決	3,030 37.3%	1,726 36.8%	1,304 38.1%	987 31.4%	2,043 41.0%	638 60.4%
	和解	3,040 37.4%	1,798 38.3%	1,242 36.3%	1,449 46.2%	1,591 32.0%	148 14.0%
	取下げ	1,802 22.2%	1,044 22.2%	758 22.1%	622 19.8%	1,180 23.7%	231 21.9%
	それ以外	246 3.0%	126 2.7%	120 3.5%	81 2.6%	165 3.3%	39 3.7%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（51.9%）より5.7%減少して46.2%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（30.9%）より0.5%増加して31.4%となり、取下げで終局した事件の割合が前回（15.1%）より4.7%増加して19.8%となっている。（第9回報告書182頁【表13】参照）

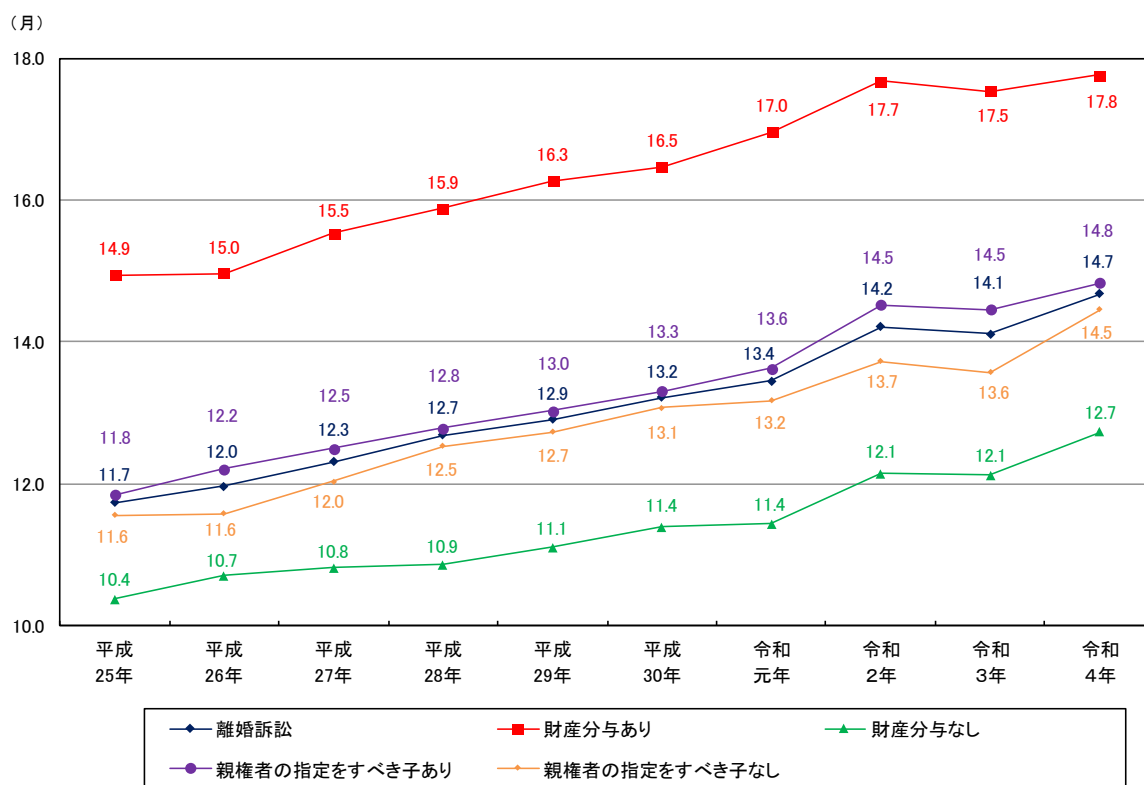
なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図14】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね5か月程度長くなる傾向が見られる。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移は、【図15】のとおりである。離婚の訴えのうち親権者の指定をすべき子がいる事件の平均審理期間は、ここ数年、親権者の指定をすべき子がない離婚事件の平均審理期間を上回っているが、その差は1か月に満たず、それほど大きくはないのに対し、財産分与の申立てがある離婚事件の平均審理期間は、同申立てがない離婚事件の平均審理期間を一貫して上回っており、ここ数年は、おおむね5か月ほど長くなる傾向が見られる。

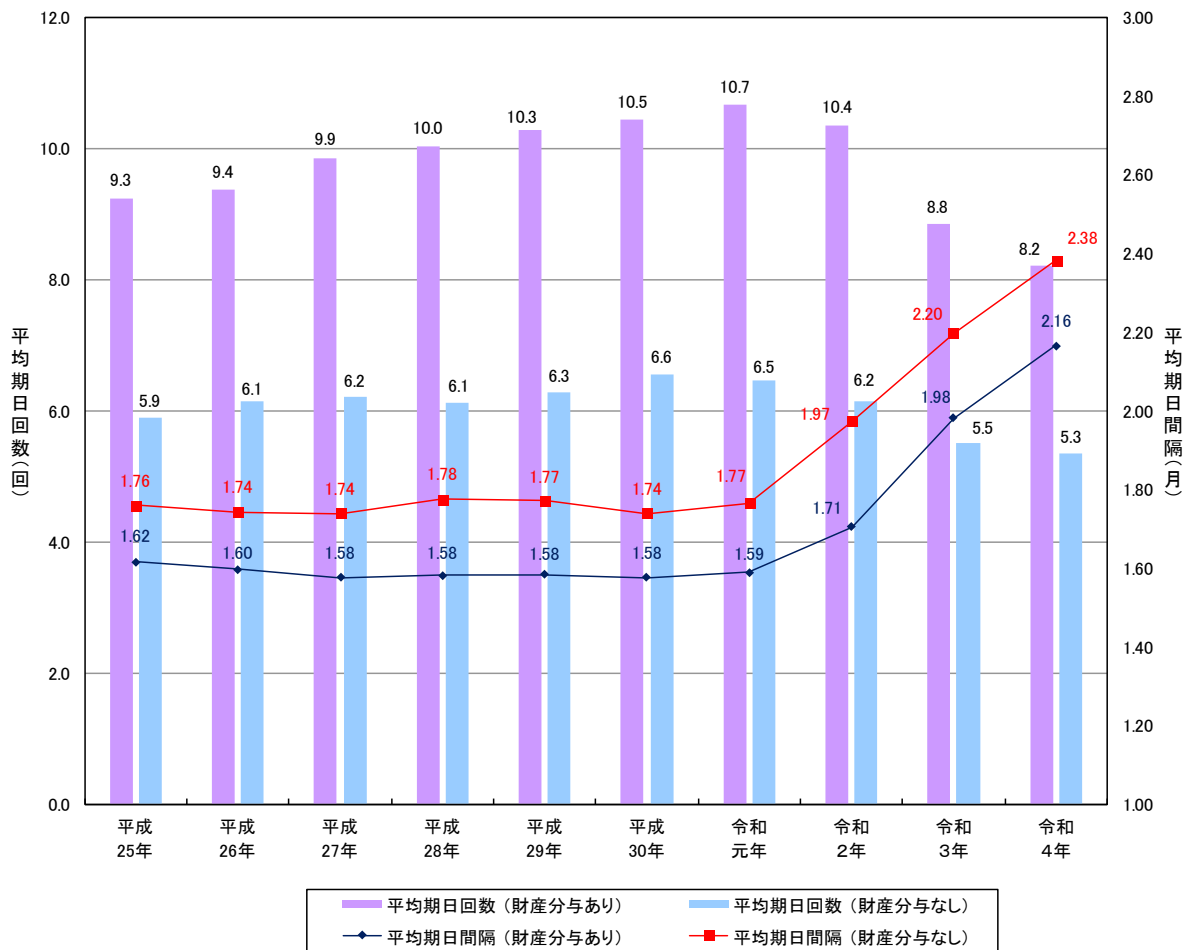
【図15】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与申立ての有無別平均審理期間の推移



離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移は【図16】のとおりであり、平均期日回数については、財産分与の申立てがある離婚事件が同申立てがない離婚事件を上回っており、ここ数年は、おおむね3回ほど多くなる傾向が見られるのに対し、平均期日間隔については、財産分与の申立てがある離婚事件の方が同申立てがない離婚事件よりも短く、ここ数年は、おおむね0.2か月ほど短くなる傾向が見られる²。

² 財産分与の申立てがある事件の方が同申立てがない事件よりも平均期日間隔が短い傾向にある理由としては、同申立てのある事件は、同申立てのない事件よりも、当事者双方に訴訟代理人が選任されている割合が高いところ(【表13】参照)、訴訟代理人が選任されていない場合には、選任されている場合よりも、期日間における準備に時間がかかることも一因ではないかと推測される。

【図16】 離婚の訴えにおける財産分与申立ての有無別平均期日回数及び平均期日間隔の推移



※ 端数処理の関係で、表示された数値が同一となることがある。

○ 上訴に関する状況

上訴率³及び上訴事件割合⁴は【図17】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

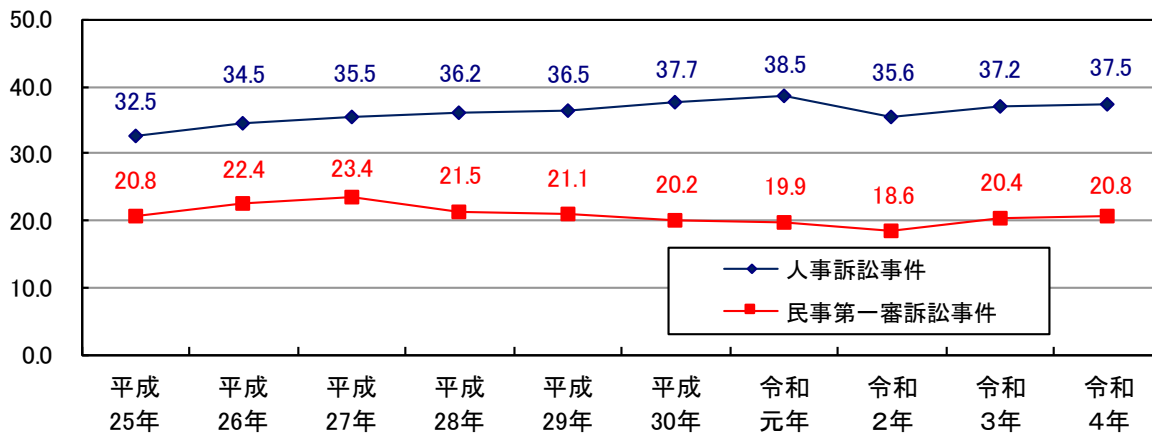
³ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

⁴ 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図17】 上訴率及び上訴事件割合の推移
 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

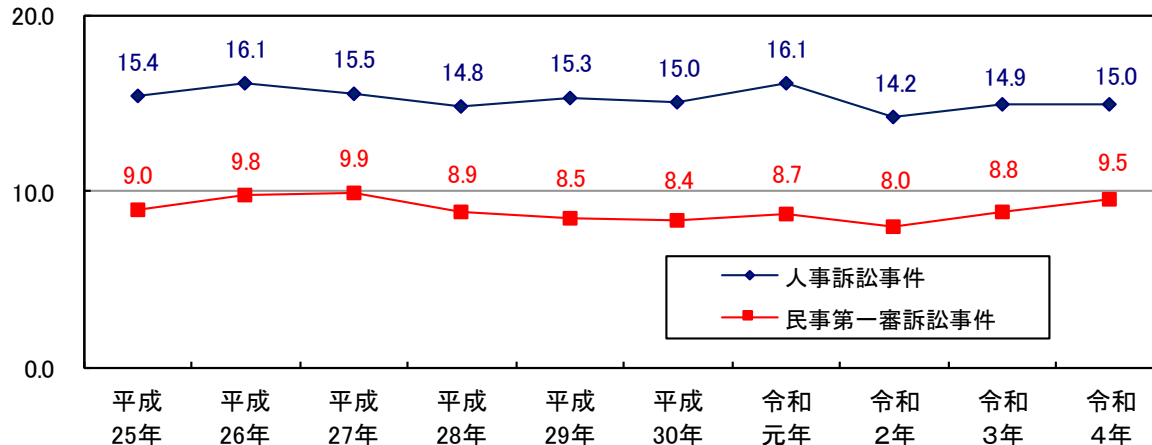
〈上訴率〉

(%)



〈上訴事件割合〉

(%)



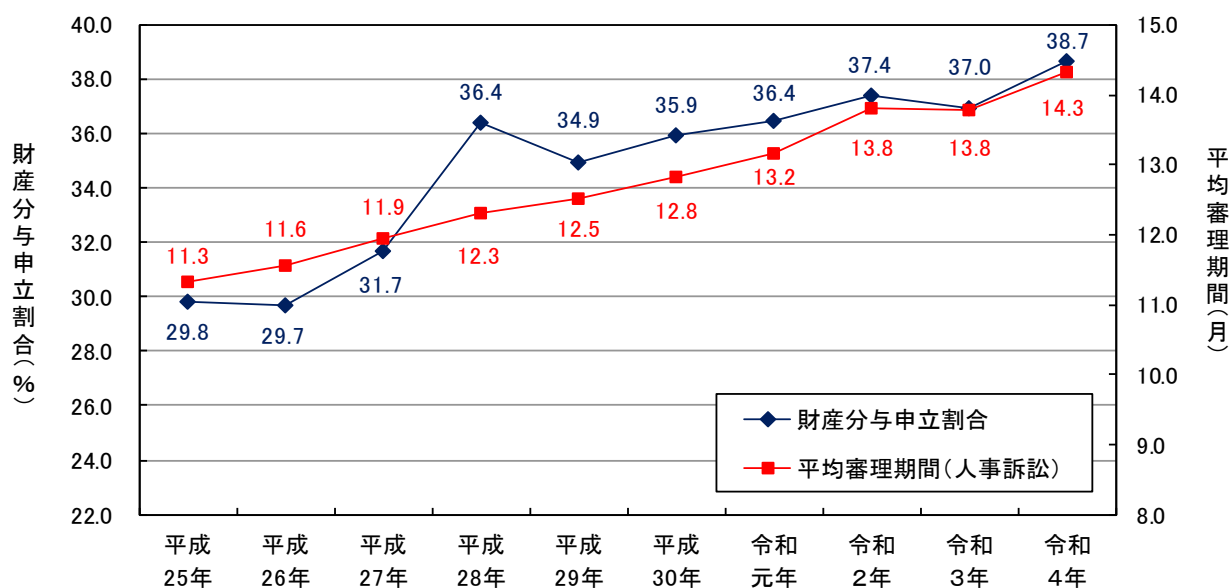
2. 2

審理期間の長期化傾向に関する分析

【図18】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については【表6】、【表13】及び【図19】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、事件の困難さを示唆しているとも考えられる。

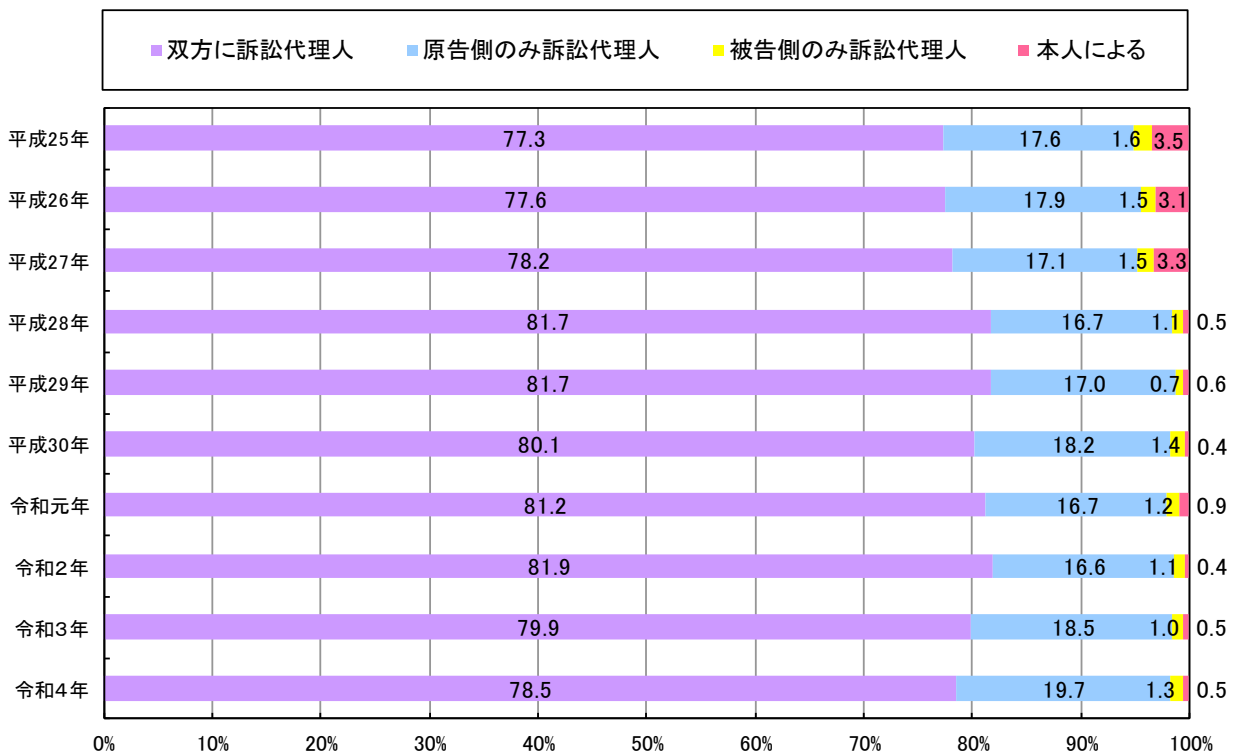
人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合⁵でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

【図18】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



⁵ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

【図19】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

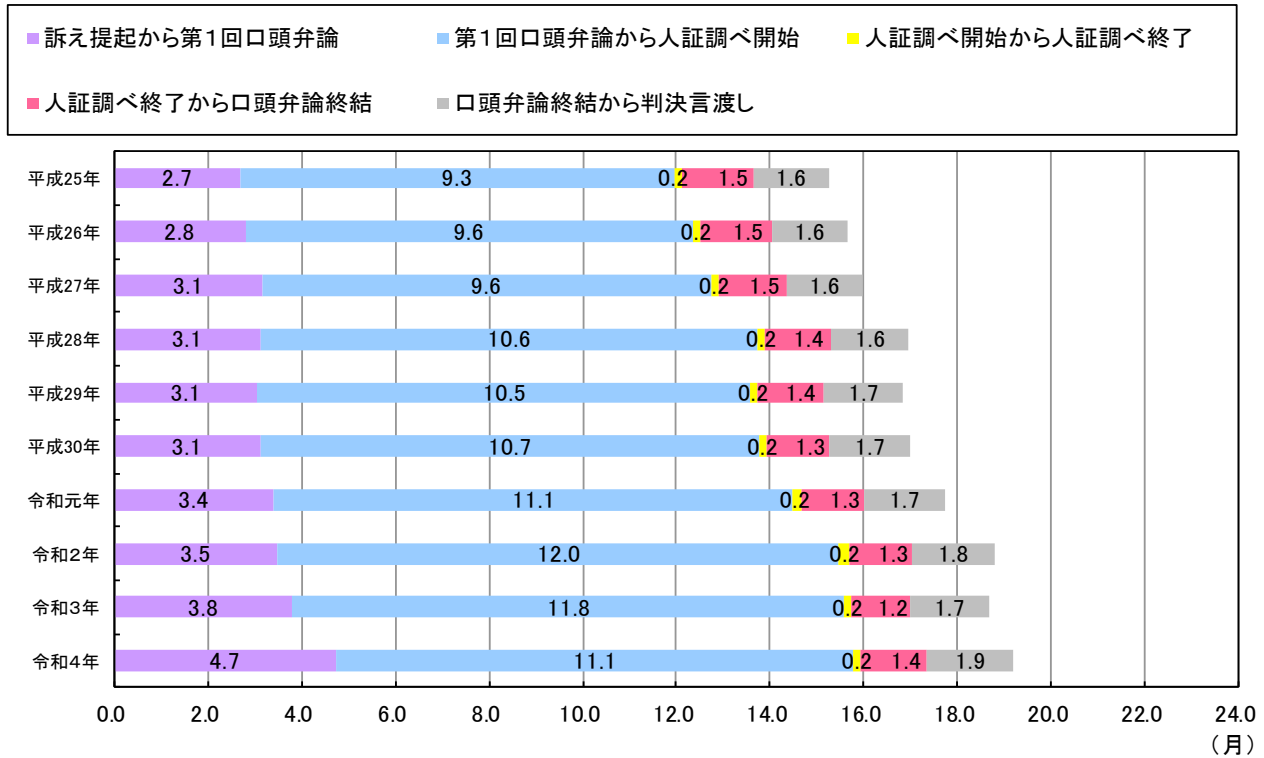


また、【図20①】及び【図20②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間の長期化に加え⁶、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

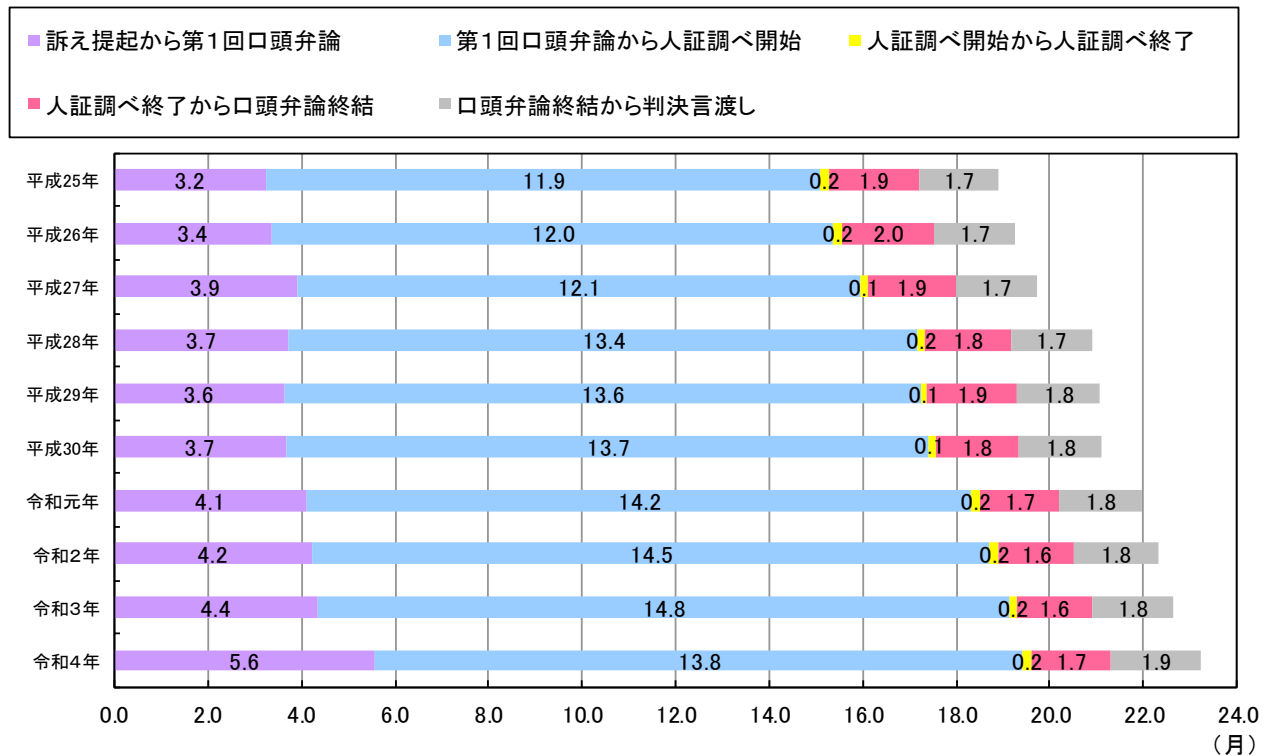
人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁、第9回報告書194頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

⁶ 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化している要因としては、実情調査でも指摘されているように、一部の家庭裁判所において、調停段階において当事者双方に訴訟代理人が選任されており、訴訟においても選任される予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫していることも一因ではないかと推測される。このようにして長期化した期間も含めて、争点整理に費やされる期間といえる。

【図20①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



【図20②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



3 家事事件及び人事訴訟事件に係る実情調査の結果

1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、平均審理期間が遺産分割事件を除き緩やかな長期化傾向にあり、人事訴訟事件については、新受件数が一貫して減少傾向にある（令和3年を除く。）一方で、平均審理期間は長期化が継続している。

こうした状況を踏まえ、第9回報告書においては、個々の事件の性質・内容、手続の進行段階等に応じて、期日における手続の内容について充実させるべきところは充実させ、時間をかけるべきところは時間をかけ、合理化するべきところは合理化するメリハリのある調停運営を行う必要があること、そのような調停運営を実現するための方策について、裁判所側の関係職種間、更には弁護士も含めて検討、実践、検証を重ねていくことが重要であるとの課題や、結果次第で、又は親子関係のように結果にかかわらず、今後も継続していくことが予定された家族関係に関する紛争であること、複雑な感情的対立を含むことが多く、法的な争点との関連性の乏しい主張立証が拡大しやすいことなどの人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理の在り方という課題等が指摘されたところである。

そこで、今回の検証では、令和4年5月に大規模家庭裁判所1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対し、同年11月に中規模家庭裁判所1庁及び同庁に対応する単位弁護士会に対し、それぞれ実情調査を実施し¹、①事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題（事案等に応じたメリハリのある調停運営を個々の事件において実現するための具体的な取組・方策の内容、当該取組の効果、課題、その克服策等）、②人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題（訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間について、裁判所と弁護士の協働の在り方も含めて、具体的な取組の内容や、実践する上での課題とその克服策）について、裁判官、調停委員、弁護士から意見を聴取した。

実情調査の結果の要点は、次のとおりである。

2 実情調査の結果

（1）事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

裁判所の側から、①感染症対策を理由として監護親が面会交流の制限を主張したり、直接交流の協議が難航したりする事案が増えている、②就労・収入の不安定化を反映して、婚姻費用や養育費の減額調停が増加したほか、収入認定が強く争われる事案が増えている、③電話会議を利用した調停期日（以下「電話調停」という。）や、ウェブ会議が導入されている庁ではウェブ会議を利用した調停期日（以下「ウェブ調停」という。）の実施が増えているといった傾向が指摘された。

弁護士の側からも、同感染症の感染拡大の影響で収入が減少したことにより養育費の減額調停を求める依頼者が増えている、依頼者・代理人ともウェブ調停や電話調停のニーズが高まっているとの実情の紹介があった。もっとも、電話調停については、婚姻費用・養育費等の経済事案のうち比較的シンプルな事案では不都合はないが、調停委員の表情や反応が分からないため、言いたいことが調停委員に伝わっているかが分かりにくいといった指摘や、前もって要点を記載した書面を提出するなどの工夫が必要になるといった指摘があった。

¹ 実情調査先については、庁や弁護士会の規模によって効果的な調停運営の在り方や人事訴訟における審理の在り方が異なり得ることを踏まえ、事件の個別性の影響を受けないよう、一定数の家事調停事件及び人事訴訟事件が係属し、かつ、規模の異なる2庁（大規模家庭裁判所及び中規模家庭裁判所）及びこれらの庁に対応する弁護士会を選定した。

イ 事案等に応じたメリハリのある調停運営

(ア) 対面による調停、電話調停及びウェブ調停の使い分け

裁判所の側から、対面による調停、電話調停及びウェブ調停を、それぞれの特性や手続の局面に応じて使い分けており、重要な局面では対面で期日を実施することが多いが、当事者の一方又は双方が遠方の場合や、他方当事者のDVを主張している事案では、電話調停やウェブ調停を積極的に検討しているといった実情が紹介された。すなわち、調停の進行段階等に応じて、対面で期日を行うべき局面では対面で期日を行っているが、他方で、特にウェブ調停は、当事者や代理人の都合等に合わせて柔軟に期日を設定することにより迅速な調停の進行が可能となる、当事者間の対立が激しいいわゆる高葛藤事案において当事者が安心して期日に参加することができるなど、積極的に活用することにメリットのある場合も多く、身振りや表情等を確認しながら手続を進めることができる点において電話調停よりも優れていることから、事案や局面を見極めて活用しているとのことであった。

弁護士の側からも、離婚調停等の初回の期日や、当事者が公平な事情聴取に懸念を示している場合には、対面での期日を要望することがあるとの実情が紹介された。

(イ) 調停期日の予定時間の目安の設定及び調停期日の3枠制（午後2枠制）

裁判所の側から、同感染症の感染拡大を契機として、1回の調停期日の予定時間に目安を設定するとともに、調停期日を3枠制（午後2枠制ともいう。調停期日を指定する時間帯につき、午前中のほか、午後早めの時間帯と遅めの時間帯の2枠を設定することで、柔軟な期日指定が可能となる。）とする取組や、当事者から20分交替で事情聴取を行う取組を始め、当事者間の公平にも配慮したメリハリのある事情聴取を実現しているとの実情の紹介があった。その上で、1回の調停期日の予定時間の目安を設定し、事前に当事者・代理人と共有することで、密度の濃い調停期日の実施が可能となるとともに、午後2枠制を実施することが可能となり、早期に柔軟な次回期日の指定が可能になった、実感としても、同取組により、期日の中身が濃くなり、解決に必要な期日の回数も減少してきているように感じているとの指摘があった。また、個別の事案や手続の進行状況に応じて予定時間の目安を柔軟に設定する、当事者の意向等を踏まえて予定時間の延長に柔軟に対応するなどしているとの実情も紹介された。中規模家庭裁判所においては、現在では調停事件の未済件数が落ち着いていることから、以前に比べて午後2枠目の活用件数は減少しているが、午後遅めであれば当事者・代理人の予定が合う場合、期日が比較的短時間で終わることが見込まれる場合等には、午後2枠目を活用することで、迅速な調停進行を図っているとの紹介がされた。調停委員からは、調停期日の予定時間の目安を設定したことにより、期日において目的意識を持って傾聴や調停運営を行うようになるなどの意識の変化が生じたとの紹介があった。

弁護士の側からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって一時的に期日が入りにくい状況になったが、3枠制（午後2枠制）を導入したことで改善した、午後1枠目には、時間が足りなくなることもあるが、予定時間を延長する必要がある場合には空いている部屋を確保するなどして、柔軟に時間を延長するなどの対応が採られているなどの実情が紹介された。他方で、特に離婚調停の第1回期日においては、相応の時間を取って当事者の話をじっくり聴取することも必要であるとの指摘もあった。

(ウ) メリハリのある事情聴取・調整

裁判所の側から、傾聴の在り方を工夫し、当事者の思いを受け止めることを通して当事者との信頼関係を形成し、当事者の納得性を高めることにとどまらず、紛争解決に必要な情報を整理して、主体的な解決意欲を生み出していけるように働きかけることを実践している、そのような調停委員の傾聴の技法の習得には、家庭裁判所や調停協会の実施する研修のほか、家庭裁判所の調査官室が作成した講義ビデオ等を活用している、そのような調停委員のスキルアップを支援すべく、家庭裁判所において、必要な聴取項目等を整理して記載できるような手控えの様式や、事件類型ごとに調停進行のポイントとなる事項や標準的な調停進行の在り方を整理した審理ロードマップ等を作成し、調停委員と共有しているとの実情が紹介さ

れた。例えば、当事者の生活に直結する養育費請求や婚姻費用分担のロードマップは、要旨、①第1回の調停期日から密度の濃い期日を実施すべく、当事者には事前に収入に関する資料を提出してもらった上で、調停委員会において同資料の内容や双方の言い分を把握した上で、期日において聴取すべき事項を整理するなどの事前準備を行って調停期日に臨み、実情（当事者間の取決め・支払状況、職業・収入額、当事者間の子以外の子の有無等）や意向（希望額・根拠、支払の始期・終期の希望等）に関する必要事項を聴取して、争いのある部分等について当事者に必要な確認・検討や資料提出を促す、②第2回期日以降、当事者による確認・検討の結果や提出された資料を基に、金額の試算を行い、当該試算結果等を踏まえ、双方の意向を調整する、③以上の手順を経ることにより、おおむね第3回期日を目安に調停成立を目指す、といった内容であるとのことであった。

弁護士の間からも、調停委員の事情聴取の在り方は、基本的には必要かつ十分なものとなっている、特に離婚調停の第1回期日では、調停委員が周辺事情を含めて当事者の話を丁寧に聴取し、当事者の気持ちに寄り添う姿勢を示した上で、必要な聴取項目について確認していくと、調停が円滑に進むことが多い、代理人としても、調停委員による聴取の間、依頼者の感情を考慮し、適宜話題を変えるなどして、当事者にとって納得性の高い聴取となるよう配慮しているといった実情が紹介された。

(エ) 当事者との認識共有

裁判所の側から、必要に応じてホワイトボード（ノートブック型のものを含む。）を用いて、項目ごとに当事者の主張や現状の到達点を一覧できるような形で整理し、当事者・代理人と認識を共有しているといった実情が紹介された。また、大規模家庭裁判所においては、各調停期日の最後に、双方当事者ないし代理人が同席し、当該事案の争点、当該期日における到達点、今後の課題等について、認識共有を図っているとの実情が紹介された。

弁護士の側からも、ホワイトボードを活用するなどして、調停委員と当事者・代理人との認識共有が十分になされている、調停の進行計画についても、当事者・代理人の意見を踏まえて策定されているといった実情が紹介された。大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、各調停期日の最後に当事者双方が同席して今後の課題等を確認することは、当事者双方の準備事項が確認できる上、当事者双方に同じ話をしていることで公平感を感じることから、有効な取組であるとの指摘がされた。

(オ) 期日間準備の充実

裁判所の側から、各期日における争点整理や当事者との認識共有の内容を踏まえ、次回以降の期日の進行に必要な主張や資料につき、当事者に期日間準備を促すことがある、もっとも、その際には、当事者の準備の負担や、調停ならではの良さを損なわないよう、準備事項の内容や分量、提出期限等には配慮している、提出期限を過ぎて提出予定の書面が提出されない場合には、書記官から提出を促す連絡をしているが、提出されない場合もあり、当事者に提出期限を守ってもらうことに課題がある、といった実情が紹介された。中規模家庭裁判所においては、各期日ごとに、次回期日までに準備すべき資料やその提出期限、次回期日までに当事者において検討すべき事項等を当事者自身が書き留めることのできる「調停連絡ノート」と呼ばれる書式を裁判所が準備し、これを各期日の終了時に当事者自身が記入して持ち帰ることで、期日間準備に対する当事者の意識付けを行っているとの取組も紹介された。

弁護士の側からは、中規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士から、上記「調停連絡ノート」の取組は、特に代理人の就いていない当事者に対して効果があるとの実情が紹介された。他方で、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会の弁護士からは、代理人と当事者本人との打合せ不足や、代理人の準備不足により、期日が空転することがあるとの紹介があった。

(カ) 評議の充実及び審判の見通し等を意識した調停

裁判所の側から、大規模家庭裁判所では、毎期日における事前評議（書面による場合を含む。）と2期日ごとの事後評議を、中規模家庭裁判所においては、第1回期日は全件につき終了前の評議を行っている

といった、各庁の実情に応じた評議の充実に関する取組が紹介された。また、事案によって、調停が審判等に移行した場合の判断の見通しを意識した調停運営を行っているが、その場合にも、当事者への見通しの伝え方には配慮しており、一般的には、双方の主張及び資料がおおむね出揃った段階で、あくまで調停段階での暫定的な見通しであることを明示しつつ、上記見通しを当事者に伝え、当事者の決断を促す場合が多い、といった実情が紹介された。

弁護士側の側から、事案によって、審判等に移行した場合の見通しを伝えてもらえると、当事者本人にリスクの説明がしやすくなるというメリットがある、人事訴訟についても、離婚や親権が認められそうか否かは、財産分与、面会交流、養育費等の論点についてどの程度準備をするかにも関わってくるので、離婚調停で見通しを伝えてほしいとの意見があった。他方で、調停段階では主張の提出を控えていることもあることから、離婚調停において離婚が認められるかや、親権者がどちらになるのかについて、当事者に見通しを伝えることについては慎重に検討すべきであるとの意見や、見通しの伝え方としては、「この点について説明してもらわないと難しい。」といった、課題を示す形で伝えてもらった方がよいとの意見もあった。

(キ) 多角的な取組の推進

裁判所の側から、迅速な紛争解決や法的観点も踏まえた適切な紛争解決に対する当事者のニーズが高まっていることを受けて、調停委員には、限られた時間の中で効果的かつ納得性の高い調停運営を行うための事情聴取等のスキルや、法的観点を踏まえて課題の整理等を行うスキルが求められるようになっていくことから、裁判所において作成したビデオ教材や審理ロードマップ等を活用して、調停委員の研修を行っているとの実情が紹介された。その他、調停運営の在り方について、部内の裁判官同士で意見交換をする、庁内のPTや検討会において、裁判官、書記官、家裁調査官といった関係職種が連携して、課題の検討等を行う、弁護士会と協議会を実施するなど、弁護士会との連携を図る、更には、調停委員の採用や調停制度の広報も工夫して行っているといった、多角的な取組の実情についても紹介された。

(2) 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題

ア 人事訴訟事件の審理の現状

(ア) 訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間

裁判所の側から、訴状の補正を必要最小限の部分にとどめる、訴訟救助の資料についても必要最小限のもののみを求めるなどの工夫をしており、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化しているという実感はないが、事案によっては、被告への送達に時間を要することがあるとの実情が紹介された。また、大規模家庭裁判所からは、調停段階において当事者双方に代理人が就いており、訴訟においても代理人が就く予定がある場合には、事案によって、第1回目の期日として口頭弁論ではなく弁論準備手続等の期日を指定し、早期に実質的な審理に入れるように工夫しているとの紹介があった。

弁護士の側から、訴え提起から第1回口頭弁論期日までの期間が長期化しているとの実感はないとの意見があった。

(イ) 第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間

裁判所の側から、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までのいわゆる争点整理期間が長期化している原因として、①財産分与の審理において、当事者・代理人が自身の側の財産に関する資料の任意開示の要求に応じず、調査嘱託等の申立てが濫発され、同申立てに対する意見の応酬が繰り返されるなどして、裁判所の訴訟指揮にも応じないこと、②離婚原因を巡って、周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されること、③当事者間に子どもがいる事案において、当事者間の対立が先鋭化し、子の監護状況等に関する調査官調査にも非協力的な態度を取ること、④人事訴訟の場合、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定がないため、主張整理がある程度終了した段階で、当初は主張しないとしていた主張（有責配偶者の主

張等) がされたりするほか、離婚原因についての審理がある程度終了した段階で予備的な附帯処分の申立てがされるなどして、審理が計画どおりに進まないことがあることなどが指摘された。その他、一部の代理人弁護士が、当事者間に子がいる事案においても、当事者の心情に引きずられ、当事者と一体化して過熱気味となり、反論等を繰り返すことから、訴訟指揮に苦勞しているといった指摘や、インターネット等による情報収集が容易になったことで、当事者が自分に有利な情報のみに依拠するなどして、代理人や裁判所の助言等を聞き入れないことが増えているといった指摘があった。

弁護士の側からも、上記と同様の要因が指摘されたほか、大規模家庭裁判所に対応する弁護士会においては、特に若手の代理人弁護士の中に、人事訴訟に不慣れな者が一定数存在し、焦点のずれた主張を繰り返すなどして、審理が長期化するケースがあるとの実情が紹介された。他方で、代理人としては、依頼者との関係から、周辺事情の主張立証や探索的な財産開示の要求を行わざるを得ない場合もあるので、裁判所が相手方に任意に財産開示をさせるなど適切に訴訟指揮をしてほしいとの意見もあった。

イ より合理的かつ効果的な訴訟運営に向けた工夫例等

(ア) 離婚原因の審理における工夫

裁判所の側から、離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返される事案では、裁判所としてはその部分は中心論点ではないと考えている旨の心証を開示するなどして、訴訟指揮により一定の歯止めをかけているとの実情が紹介された。

弁護士の側からは、当事者が細部の主張に拘泥してしまう場合には、主張としては争点に関連性の高い部分に絞り、当事者の言い分は陳述書に書いてもらうといった工夫が考えられるとの指摘があった。

(イ) 財産分与の審理における工夫

裁判所の側から、財産分与の審理において、探索的・五月雨式に開示要求が繰り返される事案では、大きな財産に絞って整理するよう促す、抽象的・探索的な開示要求や求釈明は認めないという方針を早期に明言しておき、探索的な調査嘱託の申立てがあった場合は早い段階で申立てを却下するといった訴訟指揮により、一定の歯止めをかけているとの実情が紹介された。また、当事者双方が財産関係を任意に開示することが、最も迅速な審理を可能にすることから、代理人には財産の任意開示に進んで応じてほしいとの指摘もあった。

弁護士の側からも、当事者の任意開示が一番の早道なので、裁判官の訴訟指揮で適切に開示させることが重要であり、特に調停段階で財産関係の資料の開示を行っておけば、事案の全体像を把握することができ、調停での話し合いや人事訴訟がスムーズに進むとの指摘があった。

(ウ) その他

裁判所の側から、①人事訴訟は整理すべき事項がある程度決まっていることから、弁護士会とも協力して、審理においてやるべき事項や留意すべき事項を整理し、裁判所と代理人弁護士との間で認識共有を図ることが有益と思われ、その発展型として、ゆくゆくは標準的な審理モデルのようなものを策定することが考えられる、②事案によっては、調停段階で人事訴訟も見据えた整理を行ってもらうことで、全体としての審理期間の短縮を図ることも考えられる、③裁判所内部での人事訴訟の審理運営のノウハウやスキルの継承も課題であり、ベテラン裁判官から若手裁判官への伝え方を工夫していく必要があるといった指摘がされた。

弁護士の側からも、人事訴訟のスタンダードな審理プラクティスないし審理モデルを整理し、裁判所とも共有する必要がある、一方当事者が頑なに財産開示に応じない場合には、財産分与の判断において、民法768条3項の「その他一切の事情」を活用することが考えられるといった指摘があった。

4 検証検討会での議論

1 事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

検証検討会では、実情調査において、家事調停における調停委員会と当事者側との認識共有について、様々な工夫がされていることが分かり、特に、各調停期日の最後に、双方当事者ないし代理人が同席し、当該事案の争点、当該期日における到達点、今後の課題等に係る認識共有を図る取組については、当事者や代理人が当該期日で何が行われ、次に何が行われるのかを理解することができ、充実した手続に資するのではないかとの意見が出された。また、調停において、一歩ずつ話し合いを前に進め、紛争解決に導いていくためには、調停委員が法的な観点や枠組みを念頭に置きながら、的確な発問をしていくことが極めて重要であるところ、実情調査先の家庭裁判所では、調停委員のスキルアップのための様々な研修が行われていたため、全国の家庭裁判所においても参考にすべきであるとの指摘があった。事情聴取の在り方についても、これまでは当事者の思いを受け止めることに重点が置かれていたが、今後は、当事者の主体的な解決意欲を引き出す働きかけをするという側面も重視する必要があるとの指摘があった。

他方で、調停において、審判等に移行した場合の見通しを当事者に示すことについては、調停手続と審判等の手続とでは手続の目的が異なることを踏まえた慎重な配慮が必要であるとの指摘があった。これに対しては、当該時点での情報を基にした暫定的な見通しであっても、その旨の留保を付けた上で積極的に開示していくことが、当事者が主体的に紛争解決の在り方について判断していくために重要ではないかとの意見もあった。その他、①当事者の主体的な解決意欲を引き出していくためには、手続の進め方についても、調停委員会と当事者・代理人との間で意見交換を行い、当事者の意向を手続に反映することで、紛争解決における当事者の主体的な地位を確保することが重要ではないかとの指摘、②期日終了の場面だけでなく、事案に応じて、双方当事者同席での事情聴取を行うことにより、情報共有を図る場面を増やしていくことも検討すべきであるとの指摘、③1回の調停期日の予定時間に目安を定める取組についても、当該期日の局面等に応じた柔軟な運用が必要ではないかとの指摘、④対面での調停とウェブ調停との使い分けについて、今後、更に踏み込んだ整理が必要ではないかとの指摘があった。

2 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

人事訴訟における争点整理の在り方に関し、検証検討会では、実情調査を通じて、人事訴訟は当事者間に感情のもつれがあり、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定も適用されないことから、主張立証等の応酬が繰り返され、審理が長期化していることが分かったとした上で、人事訴訟において通常問題となる争点や論点は限られていることから、家庭裁判所において標準的な審理モデルを策定し、弁護士会と共有することや、手続の早期の段階で、裁判官と当事者・代理人とで意見交換をしながら、大まかな審理の見通しを共有することが、有効ではないかとの指摘があった。

他方で、実情調査でも指摘された、当事者間に子がいる事案においても子の利益を顧みず、過熱気味となる代理人弁護士や、人事訴訟に不慣れで、焦点のずれた主張を繰り返すなどする代理人弁護士が一定数存在することについては、弁護士側において意識の向上を図ることが必要であるほか、裁判所側でもそれに対処することのできる仕組みや方策を考えていく必要があるとの指摘があった。また、当事者間に子どもがいる事案については、充実しかつ慎重な審理が求められる一方で、特に迅速な解決が求められるところ、裁判官、当事者、代理人等の関係者が、どの程度の期間で調停と人事訴訟を含む一連の事件を解決するのかを意識し、認識共有を図ることが重要であるとの指摘があった。

5 今後に向けての検討

1 事案等に応じたメリハリのある調停運営の具体的な在り方とその実現に向けた課題について

実情調査では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に各家庭裁判所において開始された、調停の本質・利点や利用者のニーズを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組が、各家庭裁判所において一定程度浸透し、各庁の実情に応じて様々な工夫が行われていることが確認された。

その中でも中核となる、メリハリのある事情聴取・調整については、調停委員による傾聴の在り方として、当事者の思いを受け止めることにより、当事者との信頼関係を構築するという側面に加え、紛争解決に必要な情報を整理し、当事者の主体的な解決意欲を高めるための働きかけを行うという側面をも重視した事情聴取が実践されており、検証検討会においても、これに好意的な意見があった。さらに、そのような事情聴取を実現するため、各家庭裁判所において、調停委員の研修の在り方を工夫するとともに、必要な聴取項目等を整理した手控えの様式や、事件類型ごとの調停運営のポイントとなる事項等を整理した審理ロードマップ等を作成し、これを調停委員と共有することにより、調停委員のスキルアップを支援する取組が行われていた。検証検討会でも指摘があったように、今後、当事者の権利意識やライフスタイルの変化、女性の社会進出等により、家族を取り巻く状況がますます多様化していく中で、調停委員には、より一層効果的な当事者への働きかけや、法的観点等を踏まえた調停運営が求められていくものと考えられ、それらを実現するための高度なスキルが求められることになるところ、上記のような各家庭裁判所における取組を全国の家庭裁判所の間で共有し、有益な取組を取り入れていく仕組みの構築が重要になるものと思われる。

また、1回の調停期日の予定時間に目安を設ける取組及び一定の事件類型における期日回数の目安を設ける取組は、目的意識を持った傾聴や調停運営に対する調停委員の意識を高め、スキルアップの意欲を高めることにもつながると考えられるほか、調停期日の1日3枠制（午後2枠制）を可能とすることにより、当事者・代理人の予定等にも配慮した柔軟かつ早期の期日指定が可能となり、迅速かつ充実した調停の実現に寄与するものと考えられる。他方で、検証検討会では、当該期日の局面等に応じた柔軟な運用を求める意見もあったところであり、個別事件における事情や当事者の意向等にも配慮した、合目的な運用が求められるところである。

さらに、検証検討会では、調停の進捗状況等に関する調停委員会と当事者・代理人との認識共有について、ホワイトボード等の活用や、各調停期日の最後に双方当事者ないし代理人が同席し、今後の課題等について認識共有を図る取組など、実情調査で確認された各家庭裁判所における様々な工夫に対する好意的な意見があった。他方で、事案に応じて、当事者双方同席での事情聴取を行うことや、手続の進め方についても当事者・代理人との意思疎通を密にして、当事者の主体的な解決意欲を引き出す調停運営を実現することなどが、今後の検討課題とされており、調停委員会と当事者・代理人とが協働して、より一層迅速かつ充実した調停を実現するために、更なる取組が求められている。

その他、検証検討会では、今後、対面での調停とウェブ調停との使い分けについて、更に踏み込んだ整理が必要ではないかとの意見があった。この点については、実情調査でも指摘された対面での調停とウェブ調停のそれぞれの特性、メリットや留意点等を整理した上で、対面で期日を行うべき局面とウェブ会議で期日を行うべき局面がどういったものであるかについて更に検討・実践を積み重ねていき、両者の適切な使い分けについて引き続き探究していく必要がある。

このように、各家庭裁判所において実践されている、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組は、一定の成果を上げつつあると評価することができるが、同取組において高度な役割を期待される調停委員のスキルアップや、個別の取組の趣旨・目的に立ち返った運用の在り方については、更なる課題が指摘されているところである。今後、全国の家庭裁判所において、これまでの調停運営の改善の取組を振り返り、

その効果を検証して課題を抽出し、不断の改善を図っていくことが重要であると思われる。

2 人事訴訟の特徴を踏まえた合理的かつ効果的な争点整理等の在り方の現状と課題について

人事訴訟の審理期間の長期化が進む要因として、実情調査では、当事者が資料の任意開示に応じないこと等により財産分与の審理が長期化することや、離婚原因を巡って周辺事情に関する主張立証の応酬が繰り返されることなどが指摘された。その背景として、検証検討会では、人事訴訟では当事者間に感情のもつれがあることや、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定が適用されないことなどから、どこまでも主張立証の応酬が続くことになる点に問題があるとの指摘がされた。

また、実情調査では、裁判所側と弁護士会側の双方から、当事者間に子がいる事案においても子の利益を顧みず、過熱気味となる一部の弁護士の存在や、特に大規模家庭裁判所において、人事訴訟に不慣れで焦点のずれた主張を繰り返す一部の弁護士の存在が指摘され、検証検討会でも、そのような場合に裁判所側で訴訟の進行を制御することのできる仕組みや方策を考えていく必要があるとの指摘があった。そのような方策として、現状においては、実情調査でも指摘された、人事訴訟の標準的な審理モデルを整備し、裁判所と弁護士会との間でこれを共有する取組があり、この取組は、当事者・代理人の自律的な対応を促すことに加え、裁判所が毅然とした訴訟指揮を行うための前提としても、有用であると考えられる。

実情調査では、人事訴訟の審理期間の長期化の一因として、子どもの監護状況等に関する調査官調査に非協力的な態度を取る当事者や、財産分与の審理等に関して裁判所の訴訟指揮に応じない代理人が一定数いることも指摘されていた。検証検討会でも指摘があったように、今後は、当事者双方との間で、紛争の長期化が子どもに与える影響等についても意識を共有し、合理的な期間内に事件を解決することについて、当事者と認識共有を図ることも重要であると考えられる。また、検証検討会では、特に当事者間に子どもがいる事案については、充実しかつ慎重な手続が求められることはもちろんであるが、他の事件に比べて迅速な解決という面もより重く考える必要があり、裁判所はもちろんのこと、代理人においても、「子の利益」を十分に考慮した活動をすることが求められるとの意見があったところであり、今後は、「子の利益」を十分に考慮した活動をすることについて、代理人への意識付け等の方策を検討していくことが重要であると考えられる。

